

烏川圏域河川整備計画（本文）新旧対照表

目次

| | | |
|---|-------|-----------|
| 第1章 圏域の概況 | | 1 |
| 第2章 河川の現況と課題 | | 3 |
| 第1節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 | | 3 |
| 第2節 河川の利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 | | 4 |
| 第3節 河川環境について | | 5 |
| 第3章 河川整備計画の目標に関する事項 | | 6 |
| 第1節 計画対象区間及び計画対象期間に関する事項 | | 6 |
| 第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 | | 6 |
| 第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 | | 7 |
| 第4節 河川環境の整備と保全に関する事項 | | 7 |
| 第4章 河川整備の実施に関する事項 | | 8 |
| 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により 設置される河川管理施設の機能の概要 | | 8 |
| 第2節 河川の維持管理の種類 | | 37 |
| 第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項 | | 38 |
| 第1節 河川情報提供に関する事項 | | 38 |
| 第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項 | | 38 |

平成26年11月10日

群馬県

第1章 圏域の概況

烏川は、群馬県倉沢村と長野県軽井沢町の県境に位置する鼻曲山に源を発し、北東へ流下した後、南東に運路を変え、榑名川、滑川、榑名白川を合流しながら榑名山麓を流下する。その後、碓氷川、鑓川、井野川を合わせつつ高崎市街地を流下し、さらに神流川を合流して利根川に至る本川流路延長約6.2km、流域面積約1,800km²の一級河川である。

このうち烏川圏域は、利根川合流から1.9kmまでの国土交通省管理区間を除く烏川本川及び支川(碓氷川流域、鑓川流域、神流川流域を除く)の5.6河川、流路延長31.3km、流域面積42.2km²である。(表-1.1)

圏域の北部は榑名山の火山地形、西部は浅間隠山、霧積山等、古期火山帯、そして東部は関東平野につながる前橋台地となっている。烏川の上流区間は新第三紀の山中を縫う流流で深いV字谷を形成し、特に室田付近では兩岸が屹立し曲流する景勝となっている。一方、中里見より下流の区間は段丘地形が発達している。

圏域の気候は、内陸性の気候であり積雪も少なく、年平均気温14℃と比較的溫暖な内陸性の気候である。年間降水量は1,600mm前後であり、多雨である榑名山の南斜面が流域に含まれるため、県の平均降水量よりやや多くなっている。

烏川の上流域は自然が多く残されており、大型猛禽類の飛翔が確認されるなど生物の生育、生息場所として貴重な地域である。また、ブナ等の天然林が群生する角落山が県の自然環境保全地域に指定されている。

土地利用は、上流域が森林で、県内有数の杉の造林地となっている。中流域は森林及び農地で、烏川沿岸の段丘面に梨及び桃の果樹園が広がっており、烏川沿いの低地では養蚕なども盛んに行われてきた。下流域は高崎市街地を形成し、水田、畑地のほか、宅地、農工業用地として高度に利用されている。また、沿川に生活圏がある倉沢村、榑名町、高崎市は、治水、利水に加えて、河川環境の面からも烏川と関わりが深く、下流域の高水敷は運動場、ゴルフ場と利用され、市民の憩いの場となっている。

烏川圏域を構成する市町村は、倉沢村、榑名町、箕郷町、群馬町、榑東村、高崎市、前橋市、玉村町の8市町村であるが、特に沿川に生活圏があり、密接な関係があるのは倉沢村、榑名町、箕郷町、群馬町、高崎市の5市町村である。この5市町村を合わせた人口は約32.3千人で、高崎市が約75%を占め、群馬町、榑名町、箕郷町、倉沢村の順である。近年の人口の推移は倉沢村が減少傾向にあるものの、他の市町は増加傾向にあり、流域全体としては増加傾向を示している。

当地域は、高崎市に代表される交通網の発達した都市機能と、北西部の山間地における緑豊かな自然環境を併せ持つ地域で、都市交流型農業への取り組み、温泉等の自然を利用した余暇活動の進展が図られることが予想される。

市町村合併の反映

第1章 圏域の概況

烏川は、群馬県高崎市と長野県軽井沢町の県境に位置する鼻曲山に源を発し、北東へ流下した後、南東に運路を変え、榑名川、滑川、榑名白川を合流しながら榑名山麓を流下する。その後、碓氷川、鑓川、井野川を合わせつつ高崎市街地を流下し、さらに神流川を合流して利根川に至る本川流路延長約6.2km、流域面積約1,800km²の一級河川である。

このうち烏川圏域は、利根川合流から約1.9kmまでの国土交通省管理区間を除く烏川本川及び支川(碓氷川流域、鑓川流域、神流川流域を除く)の5.6河川、流路延長約31.3km、流域面積約42.2km²である。

圏域の北部は榑名山の火山地形、西部は浅間隠山、霧積山等、古期火山帯、そして東部は関東平野につながる前橋台地となっている。烏川の上流区間は新第三紀の山中を縫う流流で深いV字谷を形成し、特に室田付近では兩岸が屹立し曲流する景勝となっている。一方、中里見より下流の区間は段丘地形が発達している。



圏域の気候は、内陸性の気候であり積雪も少なく、年平均気温14℃前後と比較的溫暖な内陸性の気候である。年間降水量は1,600mm前後であり、多雨である榑名山の南斜面が流域に含まれるため、県の平均降水量よりやや多くなっている。

烏川の上流域は自然が多く残されており、大型猛禽類の飛翔が確認されるなど生物の生育、生息場所として貴重な地域である。また、ブナ等の天然林が群生する角落山が県の自然環境保全地域に指定されている。

土地利用は、上流域が森林で、県内有数の杉の造林地となっている。中流域は森林及び農地で、烏川沿岸の段丘面に梨及び桃の果樹園が広がっており、烏川沿いの低地では養蚕なども盛んに行われてきた。下流域は高崎市街地を形成し、水田、畑地のほか、宅地、農工業用地として高度に利用されている。また、沿川に生活圏がある高崎市は、治水、利水に加えて、河川環境の面からも烏川と関わりが深く、下流域の高水敷は運動場、ゴルフ場と利用され、市民の憩いの場となっている。

烏川圏域を構成する市町村は、高崎市、榑東村、吉岡町、前橋市、玉村町の5市町村であるが、特に沿川に生活圏があり、密接な関係があるのは高崎市である。高崎市の人口は約37万5千人で、平成18年から平成21年にかけて、旧倉沢村、旧箕郷町、旧群馬町、旧新町、旧榑名町、旧吉井町と合併し、以降近年の人口の推移はほぼ横ばいの状況である。

当地域は、主に南東部の交通網が発達した都市機能と、北西部の山間地における緑豊かな自然環境を併せ持つ地域で、都市交流型農業への取り組み、温泉等の自然を利用した余暇活動の進展が図られることが予想される。

近年データの反映

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

表-1. 1. 烏川圏域対象河川一覧表

| 本川 | 1次支川 | 2次支川 | 3次支川 | 延長(km) |
|------|------|---------|--------|--------|
| 1 烏川 | | | | 42.9 |
| 2 | 長井川 | | | 3.5 |
| 3 | 相間川 | | | 1.3 |
| 4 | 榑名川 | | | 9.9 |
| 5 | 宮戸川 | | | 1.9 |
| 6 | 滑川 | | | 4.9 |
| 7 | | 堀の沢川 | | 2.0 |
| 8 | | 岩城川 | | 3.0 |
| 9 | | 中井川 | | 1.2 |
| 10 | | 沢田川 | | 2.0 |
| 11 | 中島川 | | | 2.5 |
| 12 | 駒寄川 | | | 2.5 |
| 13 | 谷津川 | | | 5.7 |
| 14 | 高浜川 | | | 5.1 |
| 15 | | 頭無川 | | 4.5 |
| 16 | 小堀川 | | | 5.1 |
| 17 | | 見立川 | | 2.2 |
| 18 | 榑名白川 | | | 8.7 |
| 19 | | 大沢川 | | 7.0 |
| 20 | | 車川 | | 9.2 |
| 21 | | | 浦川 | 5.5 |
| 22 | 里見川 | | | 6.4 |
| 23 | | 向井川 | | 3.2 |
| 24 | | | 向井川放水路 | 0.4 |
| 25 | 天神川 | | | 1.6 |
| 26 | 藤川 | | | 3.2 |
| 27 | 井野川 | | | 26.3 |
| 28 | | 天神川 | | 4.0 |
| 29 | | 大清水川 | | 5.0 |
| 30 | | 東谷川 | | 2.6 |
| 31 | | 早瀬川 | | 6.2 |
| 32 | | 唐沢川 | | 10.1 |
| 33 | | | 羅府川 | 1.5 |
| 34 | | 天王川 | | 8.0 |
| 35 | | 正観寺川 | | 2.6 |
| 36 | | 染谷川 | | 17.4 |
| 37 | | | 牛瀬川 | 8.2 |
| 38 | | | 道木堀川 | 2.1 |
| 39 | | 一貫堀川 | | 6.7 |
| 40 | | 一貫堀放水路 | | 2.3 |
| 41 | | 粕川 | | 3.3 |
| 42 | 粕沢川 | | | 3.3 |
| 43 | 滝川 | | | 21.0 |
| 44 | | 八幡川 | | 9.6 |
| 45 | | | 蛇ヶ見川 | 3.2 |
| 46 | | | 天神川 | 2.6 |
| 47 | | 滝川放水路 | | 0.4 |
| 48 | | 滝川第二放水路 | | 0.3 |
| 49 | 新川 | | | 2.7 |
| 50 | 雁行川 | | | 5.7 |
| 51 | 衣沢川 | | | 3.0 |
| 52 | | 中山川 | | 1.7 |
| 53 | 中ツ沢川 | | | 0.9 |
| 54 | 金井沢川 | | | 2.0 |
| 55 | 井戸沢川 | | | 1.8 |
| 56 | 櫛沢川 | | | 3.3 |

※河川名の順番は、上流から下流に向かって烏川に合流する順である。

表-1. 1. 烏川圏域対象河川一覧表

| 本川 | 1次支川 | 2次支川 | 3次支川 | 延長(km) |
|------|------|---------|--------|--------|
| 1 烏川 | | | | 42.8 |
| 2 | 長井川 | | | 3.5 |
| 3 | 相間川 | | | 1.3 |
| 4 | 榑名川 | | | 9.9 |
| 5 | 宮戸川 | | | 1.9 |
| 6 | 滑川 | | | 4.9 |
| 7 | | 堀の沢川 | | 2.0 |
| 8 | | 岩城川 | | 3.0 |
| 9 | | 中井川 | | 1.2 |
| 10 | | 沢田川 | | 2.0 |
| 11 | 中島川 | | | 2.5 |
| 12 | 駒寄川 | | | 2.5 |
| 13 | 谷津川 | | | 5.7 |
| 14 | 高浜川 | | | 5.1 |
| 15 | | 頭無川 | | 4.5 |
| 16 | 小堀川 | | | 5.1 |
| 17 | | 見立川 | | 2.2 |
| 18 | 榑名白川 | | | 8.7 |
| 19 | | 大沢川 | | 7.0 |
| 20 | | 車川 | | 9.2 |
| 21 | | | 浦川 | 5.5 |
| 22 | 里見川 | | | 6.4 |
| 23 | | 向井川 | | 3.2 |
| 24 | | | 向井川放水路 | 0.4 |
| 25 | 天神川 | | | 1.6 |
| 26 | 藤川 | | | 3.2 |
| 27 | 粕沢川 | | | 3.3 |
| 28 | 新川 | | | 2.7 |
| 29 | 雁行川 | | | 5.7 |
| 30 | 衣沢川 | | | 3.0 |
| 31 | | 中山川 | | 1.7 |
| 32 | 中ツ沢川 | | | 0.9 |
| 33 | 金井沢川 | | | 2.0 |
| 34 | 井戸沢川 | | | 1.8 |
| 35 | 櫛沢川 | | | 3.3 |
| 36 | 井野川 | | | 26.3 |
| 37 | | 天神川 | | 4.0 |
| 38 | | 大清水川 | | 5.0 |
| 39 | | 東谷川 | | 2.6 |
| 40 | | 早瀬川 | | 6.2 |
| 41 | | 唐沢川 | | 10.1 |
| 42 | | | 羅府川 | 1.5 |
| 43 | | 天王川 | | 8.0 |
| 44 | | 正観寺川 | | 2.6 |
| 45 | | 染谷川 | | 17.4 |
| 46 | | | 牛瀬川 | 8.2 |
| 47 | | | 道木堀川 | 2.1 |
| 48 | | 一貫堀川 | | 6.7 |
| 49 | | 一貫堀放水路 | | 2.3 |
| 50 | | 粕川 | | 3.3 |
| 51 | 滝川 | | | 21.0 |
| 52 | | 八幡川 | | 9.6 |
| 53 | | | 蛇ヶ見川 | 3.2 |
| 54 | | | 天神川 | 2.6 |
| 55 | | 滝川放水路 | | 0.4 |
| 56 | | 滝川第二放水路 | | 0.3 |

※河川名の順番は、上流から下流に向かって烏川に合流する順である。

誤植の修正

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

第2章 河川の現況と課題

第1節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

烏川圏域における過去の大きな災害は、昭和10年9月台風による洪水を始め、昭和22年のカスリーン台風でも大災害に見舞われた。近年では昭和56年、57年、平成9年、10年にも床上浸水を伴う水害が発生している。

烏川本川の本格的な改修工事は、下流部において昭和8年より国による整備が始まった。昭和10年の洪水で上流部(榛名白川合流部上流)が大規模な被害を受けたため、その復旧事業を下流部改修事業に併せて国に委託し工事が行われた。現在では、平成2年度から倉瀬ダム建設事業を実施している。

また、井野川においては、カスリーン台風で被害を受けたことから昭和26年に烏川合流点から整備が行われ、昭和45年まで工事が行われた。

その他支川については、主に昭和56年、57年の洪水を契機に実施され、小堀川、榛名白川、里見川、向井川、藤川、早瀬川、唐沢川、猪野川、天王川、正観寺川、染谷川、道木堀川、衣沢川、井戸沢川などが完成し、天神川、東谷川、牛池川、粕川、粕沢川、滝川などは現在も事業実施中である。

このような治水施設の整備により大きな水害は減少しているものの、中小河川等の氾濫及び内水等による被害は相変わらず発生している状況である。(表-2.1)

表-2.1 烏川圏域の災害発生状況

| 発生年月日 | 原因 | 被害状況 | 備考 |
|---------------|--------------|---|-----------------------|
| 810.9.24～9.25 | 台風 | 流出例数 333戸、半壊 2,015戸、浸水 2,358戸 | 烏川圏域内 |
| 822.9.14～9.15 | 337号台風 | 流出例数 50戸、半壊 40戸、床上浸水 2,378戸、床下浸水 6,406戸 | 烏川圏域内 |
| 841.6.28～9.25 | 台風4・26号 | 床上浸水 112戸、床下浸水 852戸 | 烏川、滝川 |
| 843.6.21 | 雷雨 | 床下浸水 124戸 | 井野川、牛池川、染谷川、大清水川、天王川 |
| 845.8.3～8.7 | 雷雨 | 床上浸水 33戸、床下浸水 2,024戸 | 烏川 |
| 850.6.3～7.18 | 雷雨 | 床下浸水 5戸 | 牛池川 |
| 856.8.21～8.23 | 台風15号 | 床上浸水 74戸、床下浸水 956戸 | 烏川圏域内 |
| 857.7.5～9.13 | 台風10号 | 床上浸水 402戸、床下浸水 2,633戸 | 烏川圏域内 |
| 861.8.11～8.19 | 雷雨 | 床上浸水 4戸、床下浸水 30戸 | 染谷川、滝川 |
| 862.7.11～8.20 | 台風5号雷雨 | 床上浸水 1戸、床下浸水 50戸 | 烏川、里見川、向井川、滝川、井野川、染谷川 |
| H17.7.24～8.28 | 雷雨(台風14・17号) | 床上浸水 2戸、床下浸水 101戸 | 烏川 |
| H19.9.11 | 雷雨 | 床上浸水 11戸、床下浸水 40戸 | 染谷川、正観寺川 |
| H10.7.21～7.26 | 雷雨 | 床上浸水 1戸、床下浸水 4戸 | 早瀬川 |

※被害は水害統計(国土交通省河川局)、310・322・356・357は群馬県資料を使用。

第2章 河川の現況と課題

第1節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

烏川圏域における過去の大きな災害は、昭和10年9月台風による洪水を始め、昭和22年のカスリーン台風でも大災害に見舞われた。近年では昭和56年、57年、平成9年、10年にも床上浸水を伴う水害が発生している。(表-2.1)

烏川本川の本格的な改修工事は、下流部において昭和8年より国による整備が始まった。昭和10年の洪水で上流部(榛名白川合流部上流)が大規模な被害を受けたため、その復旧事業を下流部改修事業に併せて国に委託し工事が行われた。

井野川においては、カスリーン台風で被害を受けたことから昭和26年に烏川合流点から整備が行われ、昭和45年まで工事が行われた。

その他支川については、主に昭和56年、57年の洪水を契機に工事が行われ、小堀川、榛名白川、里見川、向井川、藤川、早瀬川、唐沢川、猪野川、天王川、正観寺川、染谷川、道木堀川、衣沢川、井戸沢川、東谷川、牛池川、粕川、粕沢川、滝川などで完了している。

現在でも、烏川などで事業を進めているところであるが、上記のような治水施設の整備により大きな水害は減少している一方で、近年の短時間の豪雨により、中小河川等の氾濫及び内水等による被害は相変わらず発生している状況である。

また、これまで整備してきた治水施設の効果を長期的かつ確実に発揮するよう必要に応じて対策を行う必要がある。

表-2.1 烏川圏域の災害発生状況

| 発生年月日 | 原因 | 被害状況 | 備考 |
|---------------|--------------|---|-----------------------|
| 810.9.24～9.25 | 台風 | 流出例数 333戸、半壊 2,015戸、浸水 2,358戸 | 烏川圏域内 |
| 822.9.14～9.15 | 337号台風 | 流出例数 50戸、半壊 40戸、床上浸水 2,378戸、床下浸水 6,406戸 | 烏川圏域内 |
| 841.6.28～9.25 | 台風4・26号 | 床上浸水 112戸、床下浸水 852戸 | 烏川、滝川 |
| 843.6.21 | 雷雨 | 床下浸水 124戸 | 井野川、牛池川、染谷川、大清水川、天王川 |
| 845.8.3～8.7 | 雷雨 | 床上浸水 33戸、床下浸水 2,024戸 | 烏川 |
| 850.6.3～7.18 | 雷雨 | 床下浸水 5戸 | 牛池川 |
| 856.8.21～8.23 | 台風15号 | 床上浸水 74戸、床下浸水 956戸 | 烏川圏域内 |
| 857.7.5～9.13 | 台風10号 | 床上浸水 402戸、床下浸水 2,633戸 | 烏川圏域内 |
| 861.8.11～8.19 | 雷雨 | 床上浸水 4戸、床下浸水 30戸 | 染谷川、滝川 |
| 862.7.11～8.20 | 台風5号雷雨 | 床上浸水 1戸、床下浸水 50戸 | 烏川、里見川、向井川、滝川、井野川、染谷川 |
| H17.7.24～8.28 | 雷雨(台風14・17号) | 床上浸水 2戸、床下浸水 101戸 | 烏川 |
| H19.9.11 | 雷雨 | 床上浸水 11戸、床下浸水 40戸 | 染谷川、正観寺川 |
| H10.7.21～7.26 | 雷雨 | 床上浸水 1戸、床下浸水 4戸 | 早瀬川 |
| H11.8.14～15 | 雷雨 | 全壊1戸、半壊1戸、床上浸水4棟 | 烏川、牛池川 |

※被害は水害統計(国土交通省河川局)、310・322・356・357・311は群馬県資料を使用。

近年状況の反映

近年状況の反映

| 当初(H15年3月) | 変更(素案H26年11月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|----------|--------------|---------------------------------|------------|--------------------------------|-------------|---------------------------------|--------------|--------------------------------|---|--|------|------|------|-----|----|------------------------|-------|------|------|------|-------|-------|------|-----|-----|-----|--------|-------|----------|--------------|---------------------------------|------------|--------------------------------|-------------|---------------------------------|--------------|--------------------------------|
| <p>第2節 河川の利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>烏川圏域の河川の水利用は、古くから農業用水として利用されている。烏川本川ではかんがい面積が約1,800ha、総取水量が最大約10m³/sとなっている。</p> <p>水道用水については、古くから高崎市が烏川から取水していたが、安定水源の確保と水質等の課題を越える地下水から表流水への転換のため、倉洞ダム建設事業に参画している。</p> <p>また、発電については、現在、稼働中で県内最古となる東田発電所が橋名町にある。</p> <p>表-2.2 近年の高崎市水道における濁水被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>取水制限等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭2.6.16~8.25</td> <td>取水制限(最大30%):47日、減圧給水(最大30%):25日</td> </tr> <tr> <td>昭2.7.7~9.0</td> <td>取水制限(最大30%):18日、減圧給水(最大30%):8日</td> </tr> <tr> <td>昭6.7.2~9.19</td> <td>取水制限(最大30%):39日、減圧給水(最大30%):25日</td> </tr> <tr> <td>昭8.8.16~9.25</td> <td>取水制限(最大30%):19日、減圧給水(最大30%):8日</td> </tr> </tbody> </table> | 発生年月日 | 取水制限等の状況 | 昭2.6.16~8.25 | 取水制限(最大30%):47日、減圧給水(最大30%):25日 | 昭2.7.7~9.0 | 取水制限(最大30%):18日、減圧給水(最大30%):8日 | 昭6.7.2~9.19 | 取水制限(最大30%):39日、減圧給水(最大30%):25日 | 昭8.8.16~9.25 | 取水制限(最大30%):19日、減圧給水(最大30%):8日 | <p>第2節 河川の利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>烏川圏域の河川の水利用は、古くから農業用水や水道用水として利用されているほか、現在、稼働中で県内最古となる東田発電所などの発電用水としても利用されている。</p> <p>表-2.2 烏川圏域内水利権内訳(群馬県許可)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>農業用水</th> <th>水道用水</th> <th>工業用水</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取水量(m³/s)</td> <td>13.08</td> <td>0.03</td> <td>0.01</td> <td>0.04</td> <td>13.16</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>99.4</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>100.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:水利権一覧(群馬県国土整備部河川課資料より作成)</p> <p>表-2.3 近年の高崎市水道における濁水被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>取水制限等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭2.6.16~8.25</td> <td>取水制限(最大30%):47日、減圧給水(最大30%):25日</td> </tr> <tr> <td>昭2.7.7~9.5</td> <td>取水制限(最大30%):18日、減圧給水(最大30%):8日</td> </tr> <tr> <td>昭6.7.2~9.19</td> <td>取水制限(最大30%):39日、減圧給水(最大30%):25日</td> </tr> <tr> <td>昭8.8.16~9.25</td> <td>取水制限(最大30%):19日、減圧給水(最大30%):8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、烏川本川においては、こういった河川水の利用が支障なく行われ、かつ、景観や水質、動植物の生長・生存・繁殖に配慮した水環境の保全のため、最低限維持する流量として上里見地点において、約2.6m³/s(かんがい期)を設定している。</p> <p>近年、河川水の利用に大きな支障は確認されていないが、引き続き減況や河川水の利用状況を把握する必要がある。</p> | | 農業用水 | 水道用水 | 工業用水 | その他 | 合計 | 取水量(m ³ /s) | 13.08 | 0.03 | 0.01 | 0.04 | 13.16 | 割合(%) | 99.4 | 0.2 | 0.1 | 0.3 | 100.00 | 発生年月日 | 取水制限等の状況 | 昭2.6.16~8.25 | 取水制限(最大30%):47日、減圧給水(最大30%):25日 | 昭2.7.7~9.5 | 取水制限(最大30%):18日、減圧給水(最大30%):8日 | 昭6.7.2~9.19 | 取水制限(最大30%):39日、減圧給水(最大30%):25日 | 昭8.8.16~9.25 | 取水制限(最大30%):19日、減圧給水(最大30%):8日 |
| 発生年月日 | 取水制限等の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭2.6.16~8.25 | 取水制限(最大30%):47日、減圧給水(最大30%):25日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭2.7.7~9.0 | 取水制限(最大30%):18日、減圧給水(最大30%):8日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭6.7.2~9.19 | 取水制限(最大30%):39日、減圧給水(最大30%):25日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭8.8.16~9.25 | 取水制限(最大30%):19日、減圧給水(最大30%):8日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農業用水 | 水道用水 | 工業用水 | その他 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取水量(m ³ /s) | 13.08 | 0.03 | 0.01 | 0.04 | 13.16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割合(%) | 99.4 | 0.2 | 0.1 | 0.3 | 100.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発生年月日 | 取水制限等の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭2.6.16~8.25 | 取水制限(最大30%):47日、減圧給水(最大30%):25日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭2.7.7~9.5 | 取水制限(最大30%):18日、減圧給水(最大30%):8日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭6.7.2~9.19 | 取水制限(最大30%):39日、減圧給水(最大30%):25日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭8.8.16~9.25 | 取水制限(最大30%):19日、減圧給水(最大30%):8日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

情報の追加

烏川計画変更に伴い修正

| 当初(H15年3月) | 変更(素案H26年11月) |
|---|--|
| <p>第3節 河川環境について</p> <p>烏川の上流部は豊かな自然環境が残る地域となっている。この地域を流れる河川は山間部の急流河川で天然河岸となっており、イワナ、ヤマメ、カジカ等の魚類が生息している。</p> <p>本川下流部は、築堤で河幅も広がって中州や洲が見られ、アユ、ウグイ、オイカワ、コイ、フナ、ドジョウなどが生息しており、本川中下流部に合流する支川は、都市部及び都市近郊の田園地帯を流れる河川の様相を呈しており、本川下流部と同様な魚類が生息している。</p> <p>河川の水質については、烏川においては森下橋から上流がA類型、その下流がB類型に、また、井野川は早瀬川合流点から上流がB類型、下流がC類型に指定されている。</p> <p>現状の水質は、井野川を除き環境基準を達成しているが、今後、流域人口の増加などに伴い、更に下水道事業等の進捗による水質の維持向上が期待される。</p> <p>河川の利用状況については、烏川に隣接して緑地公園、総合グラウンド、井野川にはサイクリングロードなど、人々の憩いの場として広く利用されている。</p> <p>なお、圏域内の主な河川には漁業権が設定されており、上流地域ではイワナやヤマメを目的とした渓流釣り、下流地域ではアユの友釣りなどが行われ、多くの釣り人で賑わっている。</p> | <p>第3節 河川環境について</p> <p>烏川の上流部は豊かな自然環境が残る地域となっている。この地域を流れる河川は山間部の急流河川で天然河岸となっており、イワナ、ヤマメ、カジカ等の魚類が生息している。</p> <p>本川下流部は、築堤で河幅も広がって中州や洲が見られ、アユ、ウグイ、オイカワ、コイ、フナ、ドジョウなどが生息しており、本川中下流部に合流する支川は、都市部及び都市近郊の田園地帯を流れる河川の様相を呈しており、本川下流部と同様な魚類が生息している。</p> <p>河川の水質については、<u>生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という)(75%値)で評価すると</u>、烏川においては森下橋から上流がAA類型、その下流がB類型に、また、井野川は早瀬川合流点から上流がB類型、下流がC類型に指定されている。</p> <p><u>現状の水質(BOD(75%値))は、烏川上流、井野川上流で環境基準を達成しておらず</u>、今後、下水道事業等の進捗による水質の維持向上が期待される。</p> <p>河川の利用状況については、烏川に隣接して緑地公園、総合グラウンド、井野川にはサイクリングロードなど、人々の憩いの場として広く利用されている。</p> <p>なお、圏域内の主な河川には漁業権が設定されており、上流地域ではイワナやヤマメを目的とした渓流釣り、下流地域ではアユの友釣りなどが行われ、多くの釣り人で賑わっている。</p> |

近年状況の反映

| 当初(H15年3月) | 変更(素案H26年11月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------|----------|----|----|----------------------|----------|-----|---------------------------|---------|-----|-------------------------|---------|-----|------------|---------|-----|-----------------|-------|-----|--------------|---------|----|---------------|-------|-----|-----------------|-------|----|-----------------------------|-------|---|
| <p>第3章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第1節 計画対象区間及び計画対象期間に関する事項</p> <p>計画対象区間は、圏域内河川のうち宅地及び農耕地に浸水被害が発生しているか、発生するおそれのある区間を計画対象区間とし、計画対象期間は、一連の河川事業の完成によって効果が期待できる今後概ね30年間とする。</p> <p>なお、土地利用の変化、災害の発生状況等に応じて適宜見直しを行うこととする。</p> <p>表-3.1 烏川圏域河川整備計画における整備対象区間一覧表</p> <table border="1" data-bbox="379 730 1270 1234"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>整備対象区間</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>烏川</td> <td>君が代橋から蛇倒橋上流約1,000mまで</td> <td>約36,000m</td> </tr> <tr> <td>天神川</td> <td>小橋橋上流約240mから市道十号橋上流約50mまで</td> <td>約1,000m</td> </tr> <tr> <td>井野川</td> <td>常慶橋下流約1,000mから新井野川橋下流まで</td> <td>約1,400m</td> </tr> <tr> <td>東谷川</td> <td>東谷橋から笹原橋まで</td> <td>約1,000m</td> </tr> <tr> <td>染谷川</td> <td>田中下堰上流から新江橋下流まで</td> <td>約250m</td> </tr> <tr> <td>牛池川</td> <td>栗島堰上流から天王橋まで</td> <td>約1,100m</td> </tr> <tr> <td>粕川</td> <td>弁天橋上流から洞ノ内橋まで</td> <td>約350m</td> </tr> <tr> <td>粕沢川</td> <td>翁橋上流から市道6号橋上流まで</td> <td>約800m</td> </tr> <tr> <td>滝川</td> <td>放水路上越線滝川橋下流から滝川本川取水堰(古市堰)まで</td> <td>約100m</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の規模や沿川の資産・土地利用の状況、河道形態などを考慮して、概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水による家屋の浸水被害を防止することを目標とする。 ただし、利根川の一次支川である烏川本川については、築堤河道をなし高崎市街地を流下する主要河川であり下流部は概ね50年に1回、上流部では概ね30年に1回程度発生すると予想される家屋の浸水被害を防止することを目標とする。また、市街地を流下し烏川に合流する井野川(下流部)、滝川は概ね30年に1回程度発生すると予想される洪水による家屋への浸水被害を防止することを目標とする。 下流域に発生する内水による家屋の浸水については、関係する市町と連携を図って被害の軽減に努める。 | 河川名 | 整備対象区間 | 延長 | 烏川 | 君が代橋から蛇倒橋上流約1,000mまで | 約36,000m | 天神川 | 小橋橋上流約240mから市道十号橋上流約50mまで | 約1,000m | 井野川 | 常慶橋下流約1,000mから新井野川橋下流まで | 約1,400m | 東谷川 | 東谷橋から笹原橋まで | 約1,000m | 染谷川 | 田中下堰上流から新江橋下流まで | 約250m | 牛池川 | 栗島堰上流から天王橋まで | 約1,100m | 粕川 | 弁天橋上流から洞ノ内橋まで | 約350m | 粕沢川 | 翁橋上流から市道6号橋上流まで | 約800m | 滝川 | 放水路上越線滝川橋下流から滝川本川取水堰(古市堰)まで | 約100m | <p>第3章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第1節 計画対象区間及び計画対象期間に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画対象区間は、圏域内<u>一級河川の都管理区間すべてとする。</u> 計画対象期間は、一連の河川事業の完成によって効果が期待できる今後概ね30年間とする。 <p>第2節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 烏川圏域の河川においては、河川の規模や沿川の資産・土地利用の状況、河道形態などを考慮して<u>目標とする治水安全度を設定することとし、天神川及び染谷川は概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水による家屋の浸水被害を防止することを目標とする。</u> なお、利根川の一次支川である烏川本川は、築堤河道をなし人口・資産が集中する高崎市街地を流下する主要河川であることから、<u>下流の大匠管理区間における利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大匠管理区間】と整合を図り、洪水を安全に流下させ家屋の浸水被害を防止することを目標とする。</u> また、市街地を流下し烏川に合流する井野川は、<u>概ね30年に1回程度発生すると予想される洪水による家屋への浸水被害を防止することを目標とする。</u> 下流域に発生する内水による家屋の浸水については、関係する市町と連携を図って被害の軽減に努める。 これまで整備してきた治水施設を調査・点検し、必要な対策を実施することにより、その機能の向上を目指すとともに、適切な時期に適切な整備を実施することで、長期にわたる施設の有効活用を図る。 なお、社会状況、災害の発生状況等に応じて、<u>適宜見直しを行う。</u> |
| 河川名 | 整備対象区間 | 延長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 烏川 | 君が代橋から蛇倒橋上流約1,000mまで | 約36,000m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 天神川 | 小橋橋上流約240mから市道十号橋上流約50mまで | 約1,000m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 井野川 | 常慶橋下流約1,000mから新井野川橋下流まで | 約1,400m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東谷川 | 東谷橋から笹原橋まで | 約1,000m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 染谷川 | 田中下堰上流から新江橋下流まで | 約250m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 牛池川 | 栗島堰上流から天王橋まで | 約1,100m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 粕川 | 弁天橋上流から洞ノ内橋まで | 約350m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 粕沢川 | 翁橋上流から市道6号橋上流まで | 約800m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滝川 | 放水路上越線滝川橋下流から滝川本川取水堰(古市堰)まで | 約100m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

近年に策定された整備計画を参考に修正

烏川の設定目標の説明を変更

| 当初(H15年3月) | 変更(素案H26年11月) |
|---|--|
| <p>第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・烏川本川において景観や水質、動植物の生息・生育を配慮した水環境の保全のため、かつ、河川水の利用が支障なく行われるために最低限維持する流量として上里見地点において、約3 m³/s（かんがい期）を設定する。 なお、その他の河川の具体的な数値については、今後、流量調査、水利用実態調査等を行い、詳細な河川水の利用状況の把握に努める。 <p>第4節 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・烏川圏域内の上流地域を流れる自然豊かな河川においては、現状を出来る限り維持することにより、動植物の生息・生育に適した環境及び景観の保全に努める。 ・下流の市街地を流れる河川や近傍に公園などの人々が集まる施設がある河川では、地域の方々の意見も聞きながら、河川と親しめる場となるよう整備するとともに、河川周辺における動植物の生息・生育に適した環境の保全に努める。 | <p>第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・烏川本川においては、<u>引き続き流況や河川水の利用状況の把握に努める。</u> ・<u>それ以外の河川においては、景観や水質、動植物の生息・生育・繁殖に配慮した水環境の保全のため、かつ、河川水の利用が支障なく行われるために最低限維持する流量の具体的な数値については、健全な水循環系の構築ならびに適正な水利用のあり方等について今後慎重に検討しつつ定めていくものとし、このために必要となる流量調査、水利用実態調査等を行い詳細な河川水の利用状況の把握に努める。</u> <p>第4節 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・烏川圏域内の上流地域を流れる自然豊かな河川においては、現状を出来る限り維持することにより、動植物の生息・生育・<u>繁殖</u>に適した環境及び景観の保全に努める。 ・<u>河岸保全のためコンクリートによる護岸整備を行う場合でも、瀬や淵の保全や川の流れを固定化しないようにするなど多自然川づくりの考え方により、動植物が生息・生育・繁殖できるような水辺環境の整備に努める。</u> ・下流の市街地を流れる河川や近傍に公園などの人々が集まる施設がある河川では、地域の方々の意見も聞きながら、河川と親しめる場となるよう整備するとともに、河川周辺における動植物の生息・生育・<u>繁殖</u>に適した環境の保全に努める。 ・<u>上記の整備にあたっては、特に貴重種の生息・生育・繁殖が確認されている場合、専門家の意見を聴くなどして、動植物の生育・生息・繁殖に適した環境の保全・整備に努める。</u> ・<u>河川の水質や河川空間の保全・改善に取り組みるとともに、下水道、環境部局などの関係機関及び地域住民との連携に努める。</u> |

近年の状況の反映

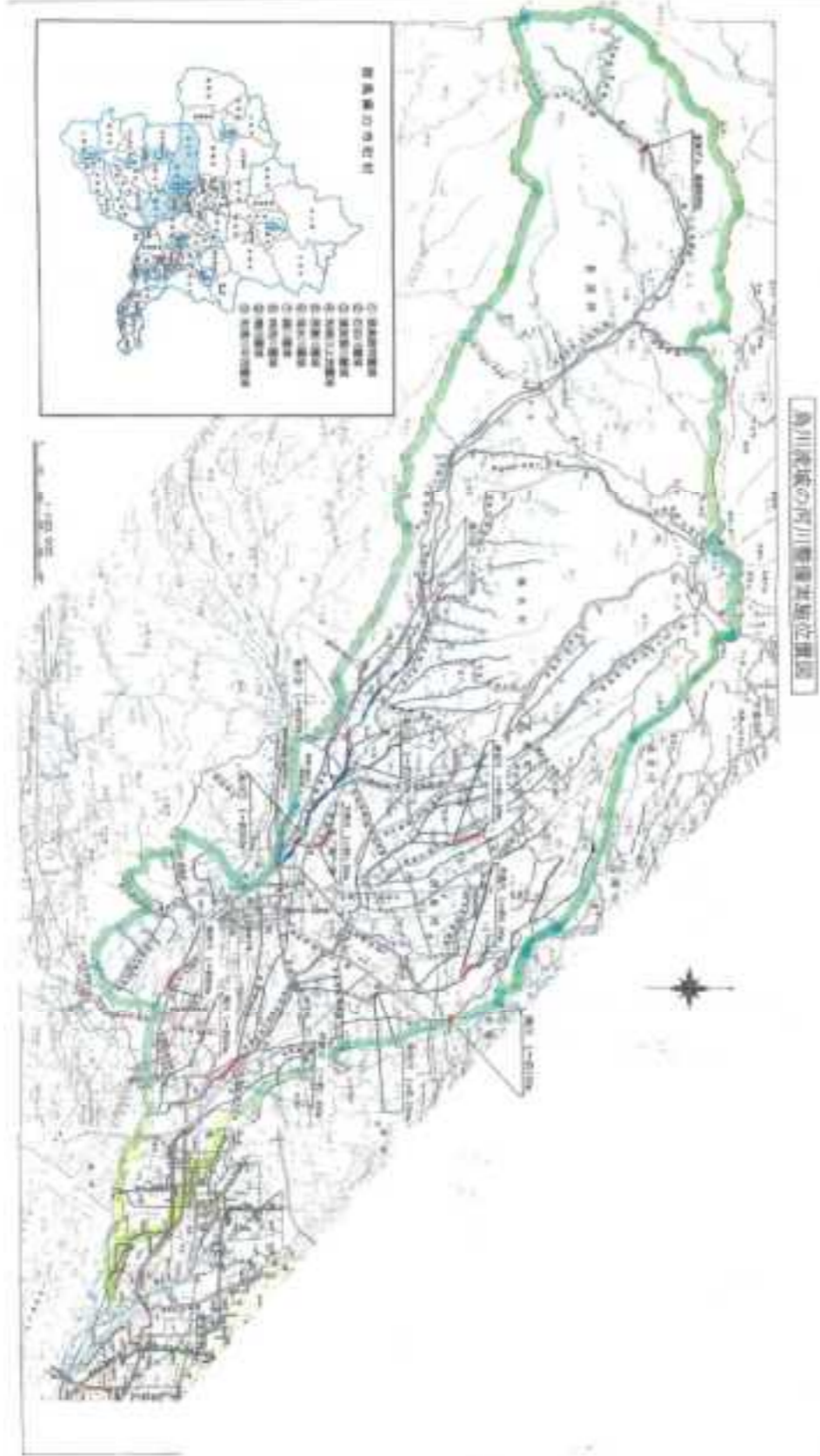
近年に策定された整備計画を参考に修正

| 当初(H15年3月) | 変更(素案H26年11月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------|--------|----|----|----------------------------|--------|---------------------------|--------|---------------------------|--------|-----------------------------------|--------|------------------------------------|--------|---------------------------------|--------|-----|-----------------------------------|--------|-----|-----------------------|----------|-----|-----------------|--------|
| <p>第4章 河川整備の実施に関する事項</p> <p>第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p> <p>河川整備計画の目標を達成するための方策として、次のとおり河川の整備を効果的かつ経済的に実施する。</p> <p>また、工事の実施にあたっては、河川の水利用の現状を調査し、支障なく適正な水利用が行えるよう考慮する。</p> | <p>第4章 河川整備の実施に関する事項</p> <p>第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p> <p>河川整備計画の目標を達成するための方策として、次のとおり河川の整備を効果的かつ経済的に実施する。</p> <p>また、工事の実施にあたっては、河川の水利用の現状を調査し、支障なく適正な水利用が行えるよう、<u>また水辺の環境に配慮し、人々が川に親しむことができるよう</u>考慮する。</p> <p>〔1〕洪水を安全に流下させるための対策</p> <p><u>計画対象期間において、対策を実施するのは、表4-1の区間とする。</u></p> <p style="text-align: center;">表-4.1 整備を予定する区間</p> <table border="1" data-bbox="1715 919 2605 1453"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>整備対象区間</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">烏川</td> <td><u>信越本線から上流約400mまで(右岸)</u></td> <td>約 400m</td> </tr> <tr> <td><u>長野堰から上流約750mまで(左岸)</u></td> <td>約 750m</td> </tr> <tr> <td><u>長野堰から上流約850mまで(右岸)</u></td> <td>約 850m</td> </tr> <tr> <td><u>長野堰上流約900mから上流約1700mまで(右岸)</u></td> <td>約 800m</td> </tr> <tr> <td><u>長野堰上流約1900mから上流約2300mまで(右岸)</u></td> <td>約 400m</td> </tr> <tr> <td><u>森下橋上流約50mから上流約500mまで(左岸)</u></td> <td>約 450m</td> </tr> <tr> <td>天神川</td> <td><u>市道0232号線から市道D403号線上流約50mまで</u></td> <td>約 500m</td> </tr> <tr> <td>井野川</td> <td><u>鎌倉橋付近から阿我橋付近まで</u></td> <td>約14,700m</td> </tr> <tr> <td>陸谷川</td> <td>田中下堰上流から新江橋下流まで</td> <td>約 250m</td> </tr> </tbody> </table> | 河川名 | 整備対象区間 | 延長 | 烏川 | <u>信越本線から上流約400mまで(右岸)</u> | 約 400m | <u>長野堰から上流約750mまで(左岸)</u> | 約 750m | <u>長野堰から上流約850mまで(右岸)</u> | 約 850m | <u>長野堰上流約900mから上流約1700mまで(右岸)</u> | 約 800m | <u>長野堰上流約1900mから上流約2300mまで(右岸)</u> | 約 400m | <u>森下橋上流約50mから上流約500mまで(左岸)</u> | 約 450m | 天神川 | <u>市道0232号線から市道D403号線上流約50mまで</u> | 約 500m | 井野川 | <u>鎌倉橋付近から阿我橋付近まで</u> | 約14,700m | 陸谷川 | 田中下堰上流から新江橋下流まで | 約 250m |
| 河川名 | 整備対象区間 | 延長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 烏川 | <u>信越本線から上流約400mまで(右岸)</u> | 約 400m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>長野堰から上流約750mまで(左岸)</u> | 約 750m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>長野堰から上流約850mまで(右岸)</u> | 約 850m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>長野堰上流約900mから上流約1700mまで(右岸)</u> | 約 800m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>長野堰上流約1900mから上流約2300mまで(右岸)</u> | 約 400m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>森下橋上流約50mから上流約500mまで(左岸)</u> | 約 450m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 天神川 | <u>市道0232号線から市道D403号線上流約50mまで</u> | 約 500m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 井野川 | <u>鎌倉橋付近から阿我橋付近まで</u> | 約14,700m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 陸谷川 | 田中下堰上流から新江橋下流まで | 約 250m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

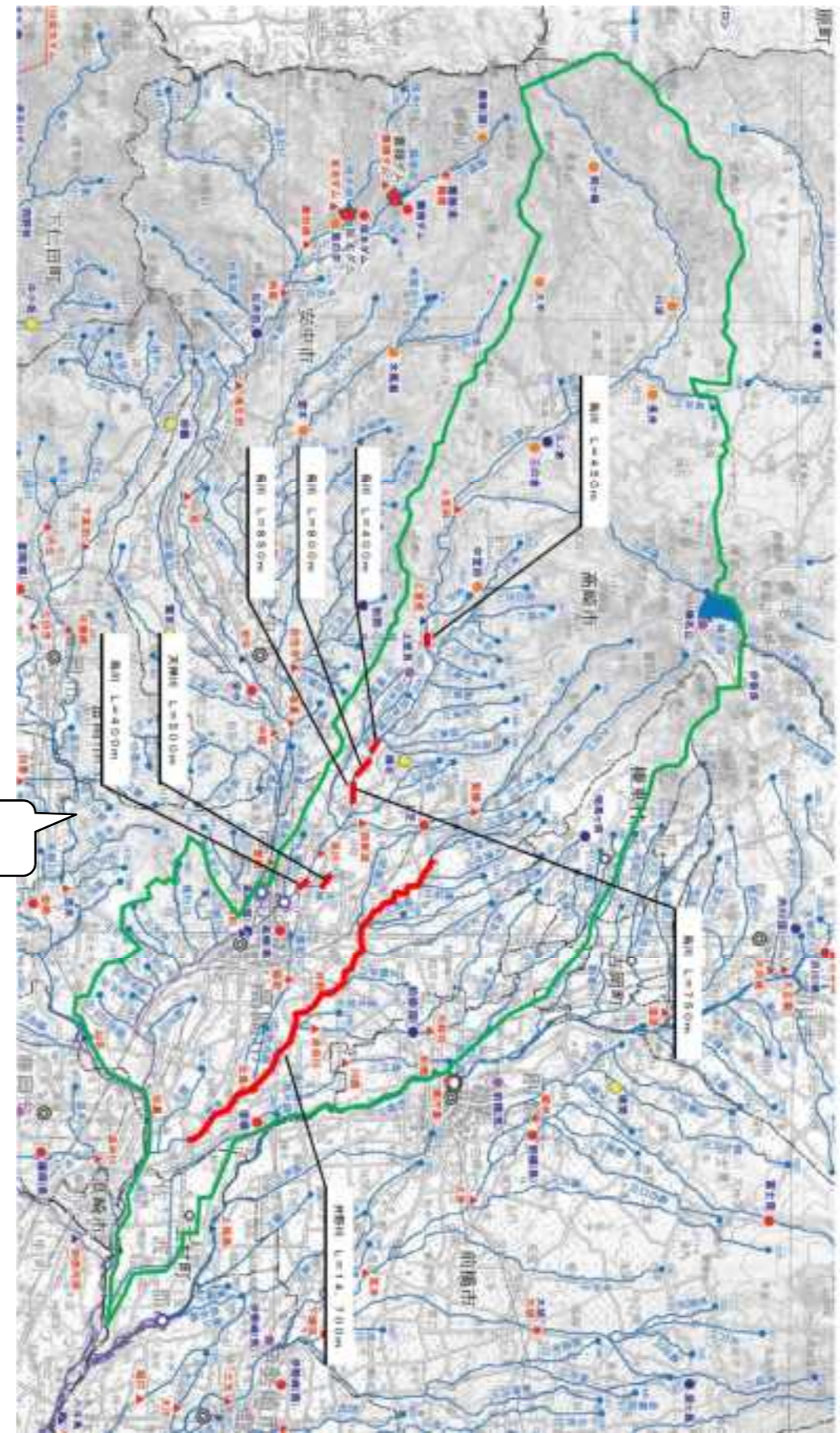
近年に策定された整備計画を参考に修正

事業進捗の反映

当初(H15年3月)



変更(素案H26年11月)



時点修正

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[烏川]

烏川は、利根川の規模の大きな一次支川であるとともに、高崎市を背後地とする重要河川である。明治43年と昭和10年には破堤を伴う大水害を受け、これを契機に中流部から下流部にかけて2～4mの高さの堤防が築かれている。また、烏川沿川の土地利用が進展し、無堤部においても宅地化が進んでいる。このような河川状況から烏川の将来目標を1/100の安全度とする(河川整備計画策定の考え方(平成12年群馬県策定))が、過去に築堤された堤防の一部は所定の規格、安全性を有していない事や、無堤部等については流下能力不足の箇所が点々と存在する。このため、ダムにより全区間に亘って安全度の向上を早期に図るとともに、当面の目標としてダムによる洪水調節後も1/50の安全度に達しない区間について、本整備計画に盛り込み河川整備を実施する。

なお、ダム施設については再改築が困難なことから、将来目標を見据えた規模で工事を実施する。

| 地域区分 | 壱込河道 | | 築堤河道 | |
|--------|------|------|-------|------|
| | 基本 | 当面 | 基本 | 当面 |
| 都市地域 | 1/50 | 1/30 | 1/100 | 1/50 |
| 一般住居地域 | 1/30 | 1/10 | 1/50 | 1/30 |
| 田園地帯 | 1/10 | 1/5 | 1/30 | 1/10 |

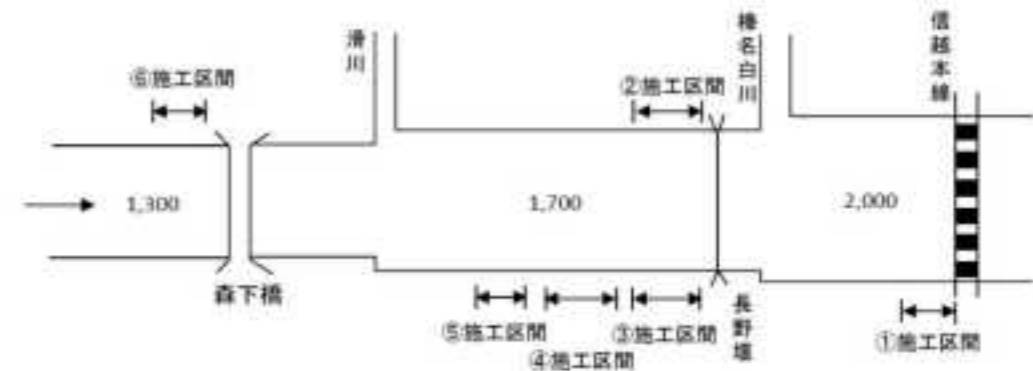
(河川整備計画策定の考え方 H12 群馬県より)

また、ダム施設により景観や水質、動植物の生息・生育を配慮した水環境の保全のため、かつ、河川水の利用が支障なく行われるために最低限維持する流量として、上里見地点において約3m³/s(かんがい期)を確保する。

烏川の設定目標の説明を変更

[烏川]

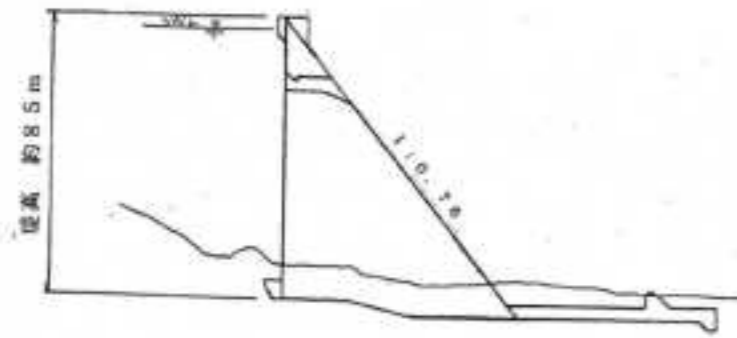
烏川は、利根川の規模の大きな一次支川であるとともに、高崎市を背後地とする重要河川である。明治43年と昭和10年には破堤を伴う大水害を受け、これを契機に中流部から下流部にかけて2～4mの高さの堤防が築かれている。また、烏川沿川の土地利用が進展し、無堤部においても宅地化が進んでいる。このような河川状況から烏川の将来目標を1/100の安全度とするが、計画区間下流は大原管理区間となっていることから、大原管理区間と同等の整備水準により、家屋への浸水被害を防止するために必要な区間について、工事を実施する。



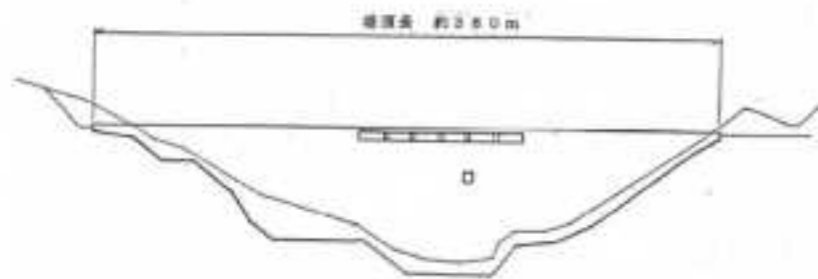
| 当初(H15年3月) | 変更(素案H26年11月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------|------------------------|-----|------|--------|----------------|--------|--------|----------------|------|--------|---|-------|--------|--|-----|----------------------|--------------------|--|
| <p>・倉洲ダム</p> <p>施工の場所 蛇瀬橋上流部</p> <p>型 式 重力式コンクリートダム 堤体積 約56万m³</p> <p>堤 高 約8.5m 総貯水量 約1,160万m³</p> <p>堤 頂 長 約380m 湛水面積 約39ha</p> <p>総事業費 約400億円</p> <p>目 的</p> <p>①洪水調節 ダム地点の流入量400 m³/sのうち300 m³/sの洪水調節を行い洪水被害を軽減する。</p> <p>②既得用水の安定化・河川環境の保全 既得用水の補給と河川環境の保全を図るため安定した河川流量を確保する。</p> <p>③水道用水の確保 高崎市の水道用水として63,330 m³/日の安定水源を確保する。</p> <p>高崎市水道内訳(将来)</p> <table border="1" data-bbox="492 1024 1219 1339"> <thead> <tr> <th>水 源</th> <th>水量 (m³/日)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉洲ダム</td> <td>63,330</td> <td>一部を暫定水利権として運用中</td> </tr> <tr> <td>県央第一水道</td> <td>68,900</td> <td>矢木沢ダム・奈良保ダムによる</td> </tr> <tr> <td>群馬用水</td> <td>15,000</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>烏川表流水</td> <td>23,930</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>171,160 (160,930)</td> <td>取水量ベース (給水量ベース)</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境への配慮 烏川上流域は特に豊かな自然が残されているため、自然改変を最小限にとどめ、植生の保全に努めるとともに、工事中においては、騒音、振動、下流に対する濁水対策等を行い、周辺環境に配慮する。</p> | 水 源 | 水量 (m ³ /日) | 備 考 | 倉洲ダム | 63,330 | 一部を暫定水利権として運用中 | 県央第一水道 | 68,900 | 矢木沢ダム・奈良保ダムによる | 群馬用水 | 15,000 | * | 烏川表流水 | 23,930 | | 合 計 | 171,160 (160,930) | 取水量ベース (給水量ベース) | <p style="text-align: center;">削 除</p> |
| 水 源 | 水量 (m ³ /日) | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 倉洲ダム | 63,330 | 一部を暫定水利権として運用中 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県央第一水道 | 68,900 | 矢木沢ダム・奈良保ダムによる | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 群馬用水 | 15,000 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 烏川表流水 | 23,930 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 171,160 (160,930) | 取水量ベース (給水量ベース) | | | | | | | | | | | | | | | | | |



平面図(縮尺:1/25,000)



標準横断面



正面図

削 除

| 当初(H15年3月) | 変更(素案H26年11月) |
|---|---|
| <p>・河道改修</p> <p>信越本線上流右岸側約300mの区間及び森下橋上流左岸側約250mの区間は無堤区間であり、住宅地に浸水被害が想定される。また、長野堰上流約100mから上流約1,300mの区間には河積狭小箇所があり、浸水被害が想定される。</p> <p>施工の場所 ①信越本線から上流約300m(右岸) ②長野堰上流約100mから上流約300m(左岸) ③長野堰上流約1,000mから上流約1,300m(右岸) ④森下橋上流約50mから上流約300m(左岸)</p> <p>延 長 ①L=約300m ②L=約200m ③L=約300m ④L=約250m</p> <p>整備の内容 ①築堤 ②堤防復旧 ③築堤 ④築堤</p> | <p>・河道改修</p> <p>信越本線上流右岸側約<u>400m</u>の区間及び森下橋上流左岸側約<u>450m</u>の区間は無堤区間であり、住宅地に浸水被害が想定される。また、長野堰上流約<u>2,300m</u>の区間には河積狭小箇所があり、浸水被害が想定される。</p> <p>施工の場所 ①信越本線から上流約<u>400mまで</u>(右岸) ②長野堰から上流約<u>750mまで</u>(左岸) <u>――</u> <u>③長野堰から上流約850mまで(右岸)</u> <u>④長野堰上流約900mから上流約1,700mまで(右岸)――</u> <u>⑤長野堰上流約1,900mから上流約2,300mまで(右岸)</u> <u>⑥森下橋上流約50mから上流約500mまで(左岸)</u></p> <p>延 長 ①L=約<u>400m</u> ②L=約<u>750m</u> ③L=約<u>850m</u> ④L=約<u>800m</u> <u>⑤L=約400m</u> <u>⑥L=約450m</u></p> <p>整備の内容 ①<u>築堤工、護岸工</u> ②<u>築堤工、護岸工</u> ③<u>築堤工、護岸工</u> ④<u>築堤工、護岸工</u> <u>⑤築堤工、護岸工</u> <u>⑥築堤工、護岸工</u></p> |

計画の見直し

当初(H15年3月)

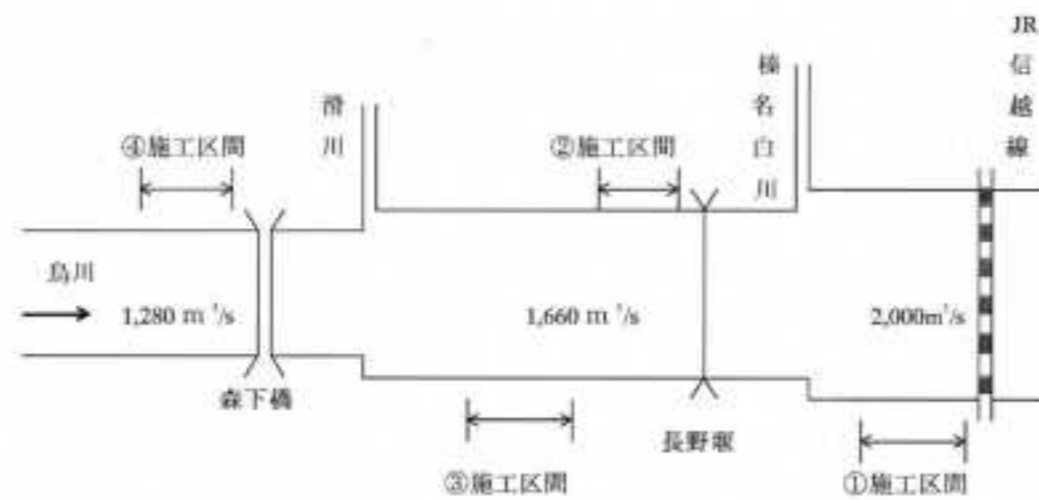
変更(素案H26年11月)



①平面図(縮尺:1/25,000)



①代表横断面(信越線上流)



計画流量配分図

計画の見直し



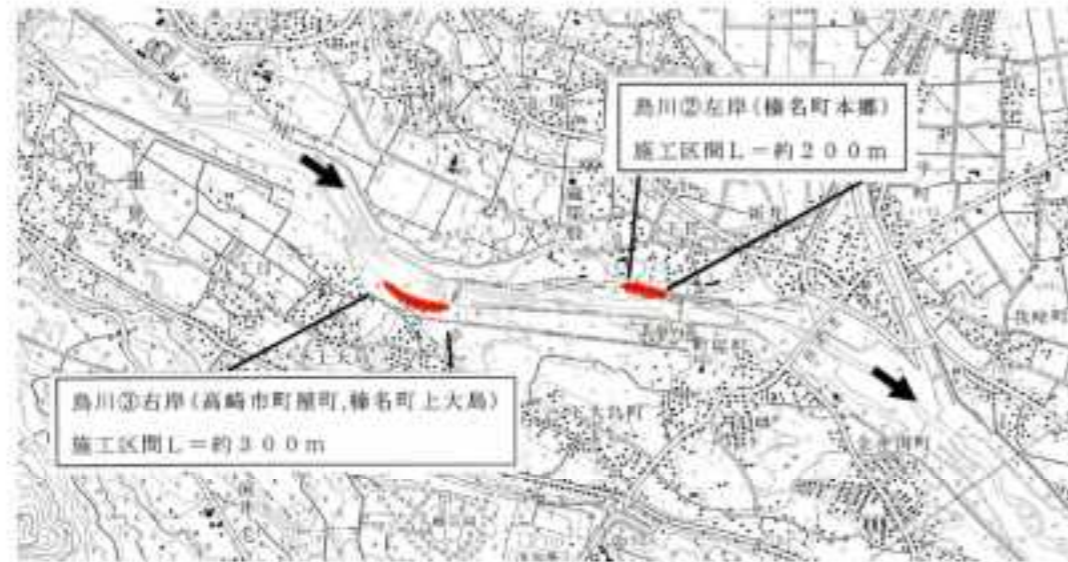
①平面図



①代表横断面(信越本線上流)

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

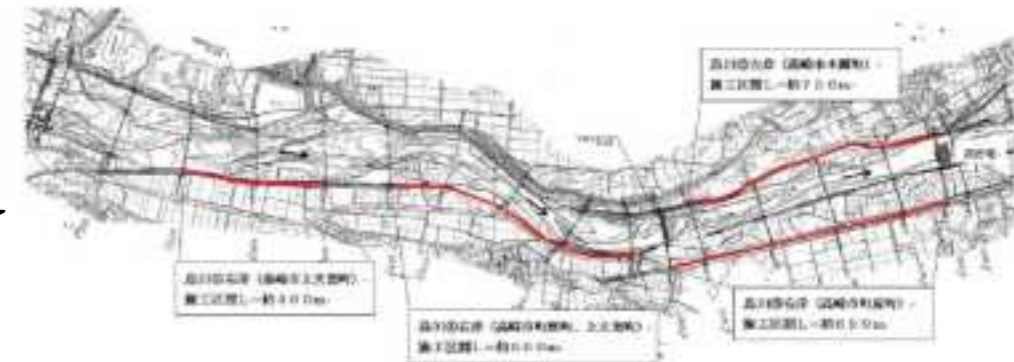


②③平面図(縮尺:1/25,000)



②③代表横断面(長野堰上流)

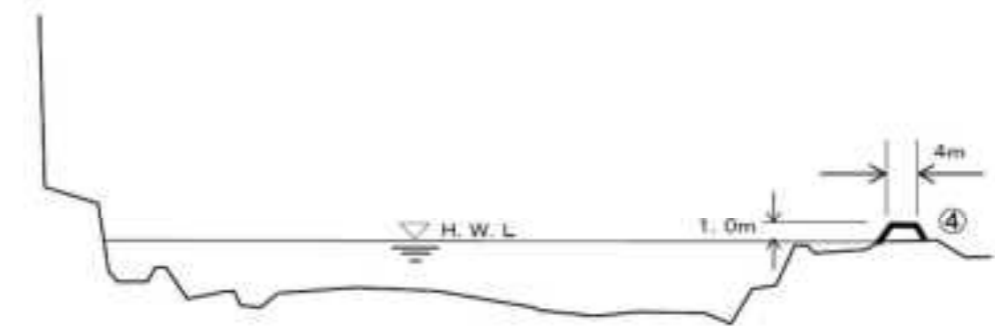
計画の見直し



②③④⑤平面図



②③代表横断面



④代表横断面



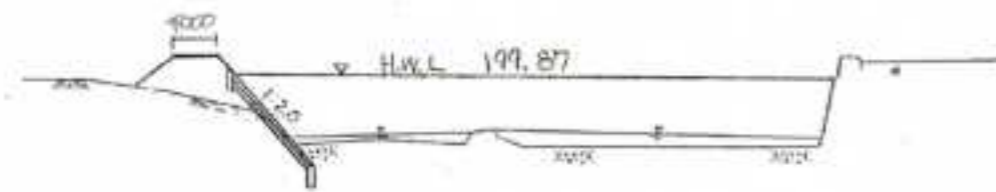
⑤代表横断面

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

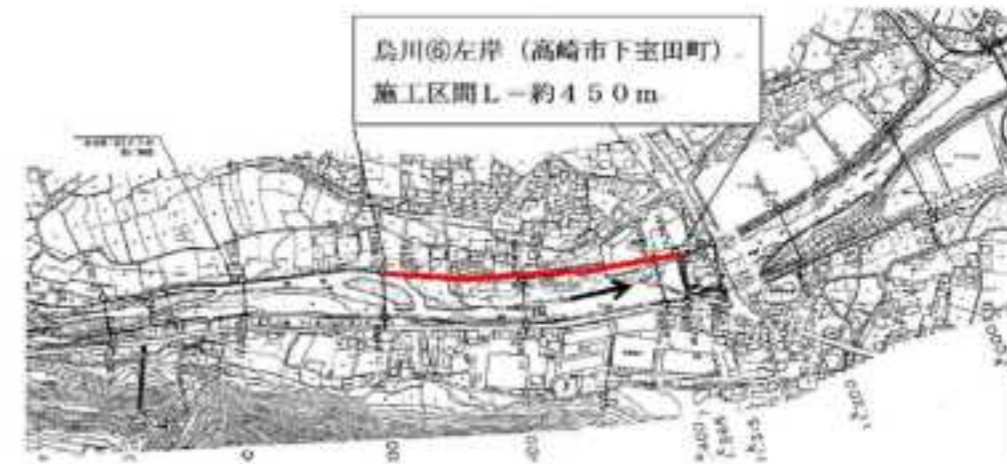


④平面図(縮尺:1/25,000)



④代表横断面(森下橋上流)

計画の見直し



⑥平面図



⑥代表横断面(森下橋上流)

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[天神川]

天神川は、昭和56、57年の下小堀団地の300戸を越える浸水被害を契機に昭和59年に河川改修に着手し、下流から延長795mの河川改修を完了させたが、その上流部の小堀橋上流から市道十号橋上流までの区間は、河積（川の断面積）が小さく、河川流路もクランク状に屈曲しているため、計画流量の5分の1の流下能力しかなく、宅地及び農耕地に浸水被害が発生している。

このため、河道の拡幅と線形改良により、概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修にあたっては、地被植物や草類が生え茂るよう工夫したブロック等を使用し、みお筋も蛇行させて、自然な水際となるよう工夫する。

施工の場所 小堀橋上流約240mから市道十号橋上流50mまで
 延長 L=約1,000m
 整備の内容 河道掘削、護岸工、橋梁架けかえ



平面図(縮尺:1/25,000)

[天神川]

天神川は、昭和56、57年の下小堀団地の300戸を越える浸水被害を契機に昭和59年に河川改修に着手し、下流から延長1,200mの河川改修を完了させたが、その上流部の市道0232号線から市道D403号線上流までの区間は、河積（川の断面積）が小さく、計画流量の5分の1程度の流下能力しかなく、宅地及び農耕地に浸水被害が発生している。

このため、河道を拡幅することにより、概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修にあたっては、地被植物や草類が生え茂るよう工夫したブロック等を使用し、みお筋も蛇行させて、自然な水際となるよう工夫する。

施工の場所 市道0232号線から市道D403号線上流50mまで
 延長 L=約500m
 整備の内容 河道掘削、護岸工



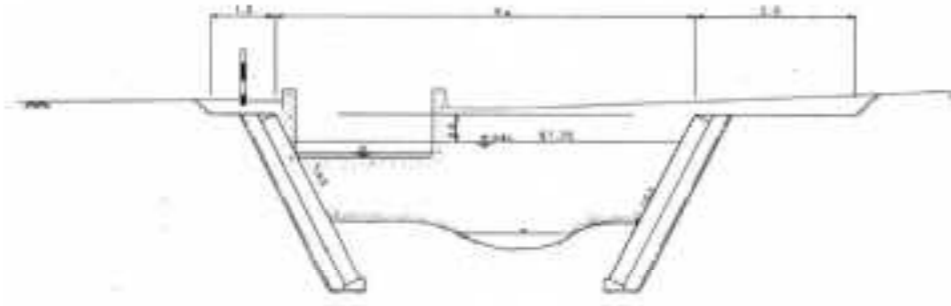
平面図

事業進捗の反映

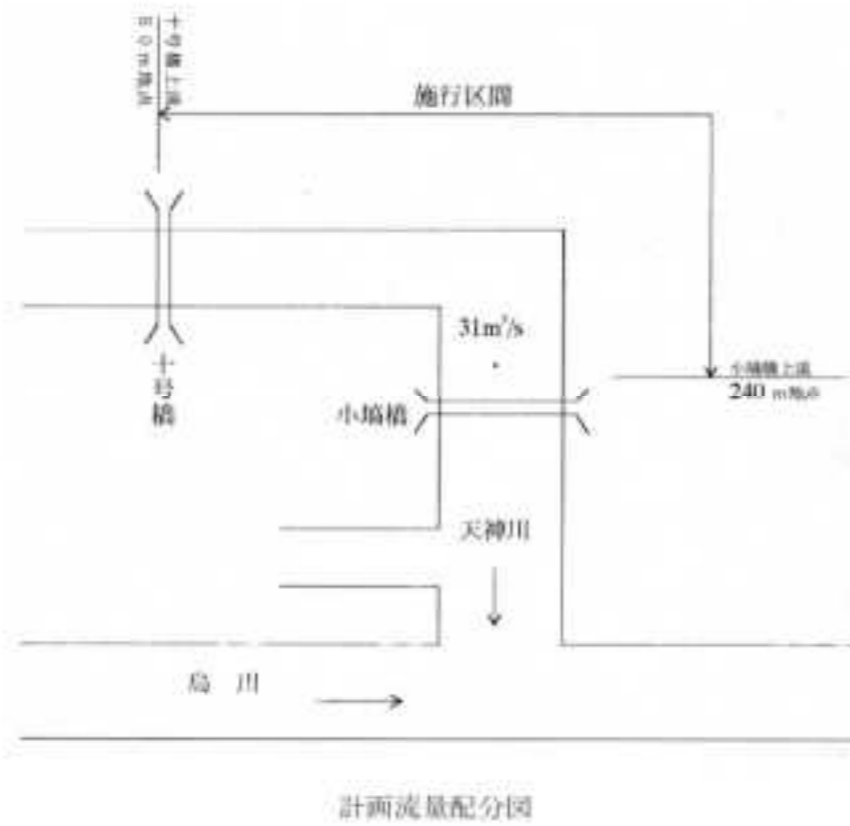
当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[天神川]

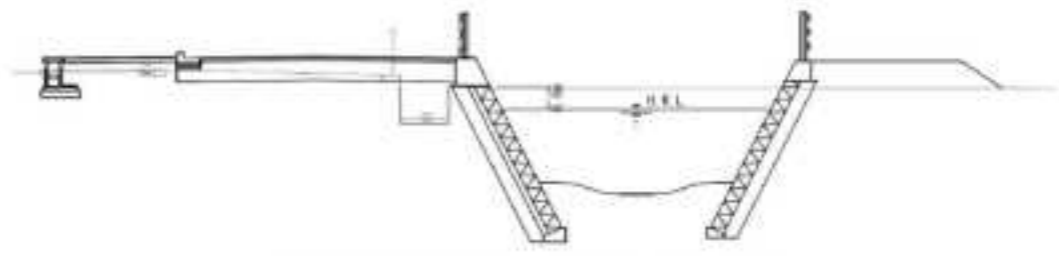


代表横断面(小壩橋上流240m地点)

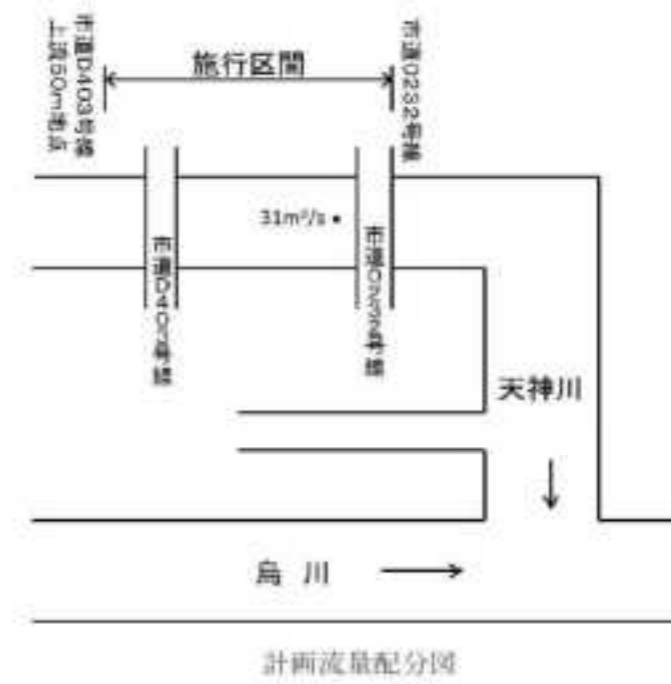


計画流量配分図

[天神川]



代表横断面(市道0232号線上流地点)



計画流量配分図

事業進捗の反映

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[井野川]

井野川の常慶橋下流約1,000mから新井野川橋下流までの区間は、過去に改修が実施されているが、流域での開発が進み、現状では十分な河積(川の断面積)が確保されていない。

このため、河道の拡幅により、概ね30年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修にあたっては、親水性、植物の生育に配慮した1:2,0勾配の土羽を基本とし、水樹部や橋梁等の構造物付近は、コンクリート護岸等で整備する。また、自然石や木等で自然な水際となるよう工夫する。

なお、当該地の右岸は、井野川サイクリングロードとして利用されており、サイクリングロードと一体となった、やすらぎと潤いのある水辺空間の整備を行う。

施行の場所 常慶橋下流約1,000mから新井野川橋下流まで
 延長 L=約1,400m
 整備の内容 河道掘削、護岸工、築堤工



平面図(縮尺:1/25,000)

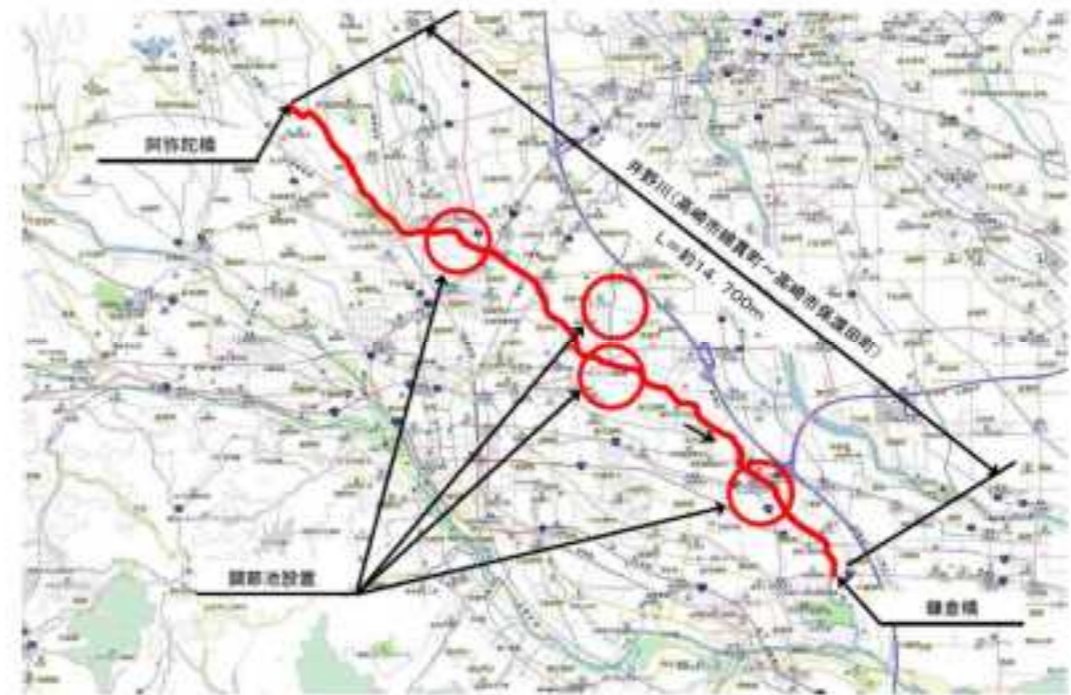
[井野川]

井野川は、流域内の市街化や短時間の集中豪雨の増加により、近年沿川で主に内水による浸水被害が度々発生している。また、平成24年の集中豪雨の際は、住宅地への浸水こそ無かったが、堤防を越水した事例も発生している。

このため、調節池を整備し洪水を一時的に貯留することで、河川水位の上昇を抑制することにより、近年の集中豪雨も考慮した概ね30年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

また、調節池を整備しても河川流下断面が不足する区間の流下断面拡大を行うとともに、浸食対策として環境に配慮したブロック工や、河床低下対策として根固め工等の整備を行う。

施工の場所 鎌倉橋付近から阿弥院橋付近まで
 延長 L=約14,700m(流下断面が不足する区間)
 整備の内容 調節池、河道掘削、護岸工、築堤工



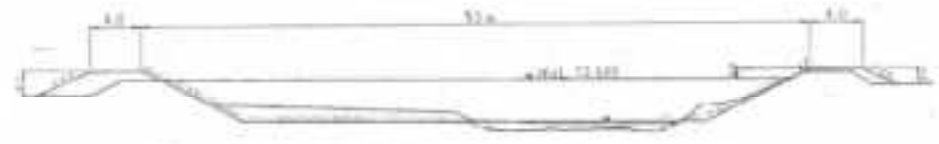
平面図

計画変更の反映

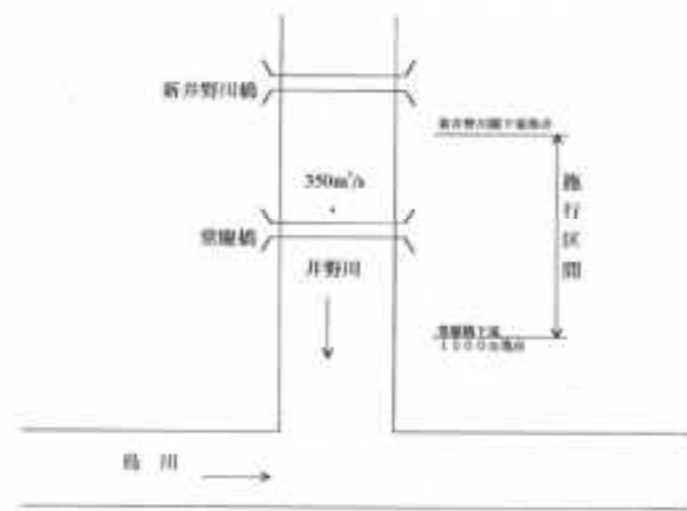
当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[井野川]



代表横断面(常慶橋下流400m地点)



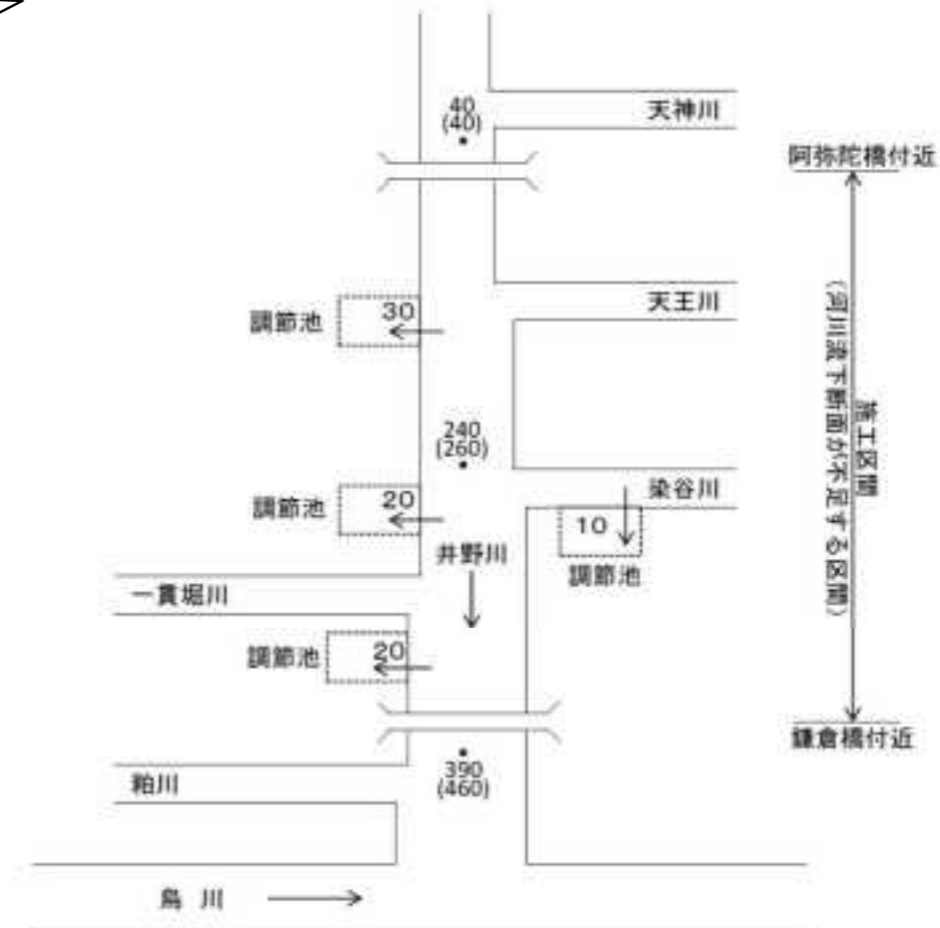
計画流量配分図

[井野川]



代表横断面(一貫堀川合流点下流付近)

計画変更の反映



※ 単位:m³/s、(カッコ)内は洪水調節前の流量

計画流量配分図

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[東谷川]

東谷川は河積(川の断面積)が小さく、河川流路も屈曲しているため、浸水被害が発生していることから、下流より河川改修を実施してきたが、東谷橋から笹原橋までの区間も、河積が狭小で河道の線形不良のため、計画流量の4分の1から7分の1程度の流下能力しかない状況である。

このため、河道の拡幅及び線形改良により、概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修にあたっては、自然石等の自然な素材を使用することにより、植生の回復及び保全に努めるとともに、みお筋を整備して自然な水際となるよう工夫する。また、河岸に生えている樹木は、治水計画及び河川管理上支障が無いものは保存する。

施行の場所 東谷橋上流から笹原橋まで
 延長 L=約1,000m
 整備の内容 河道掘削、護岸工、築堤工、橋梁架けかえ



平面図(縮尺:1/25,000)

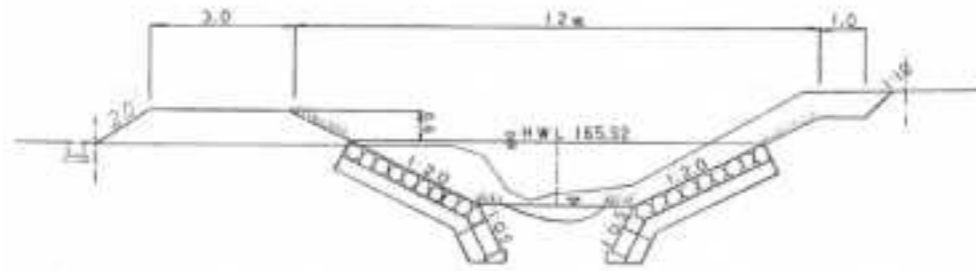
事業完了

削 除

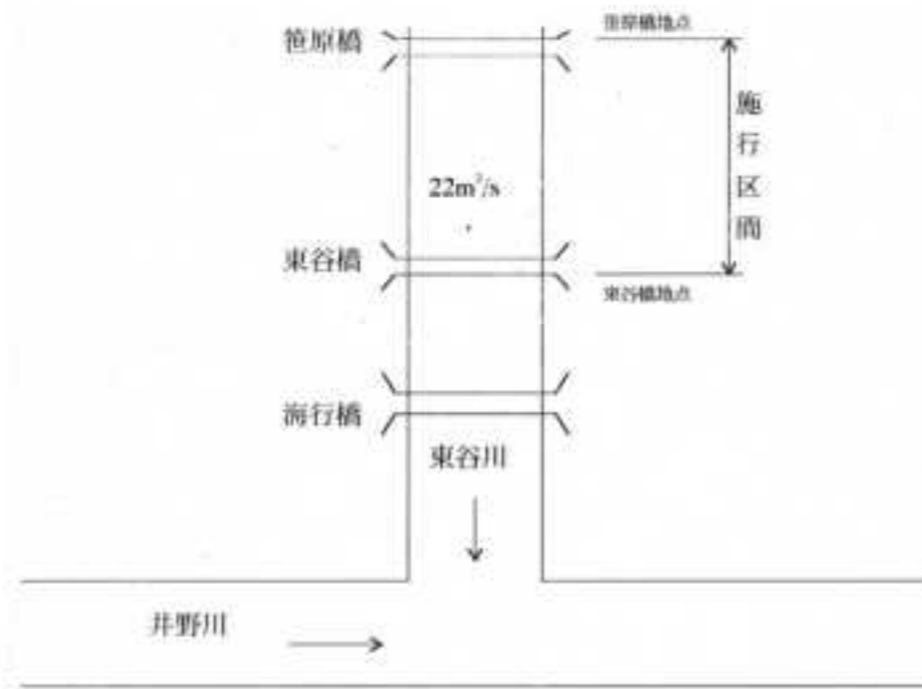
当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[東谷川]



代表横断面図(東谷橋上流50m地点)



計画流量配分図

事業完了

削除

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

【染谷川】

染谷川の田中下堰上流から新江橋下流までの区間は、河川流路が直角に屈曲しているため、平成9年の集中豪雨で宅地及び農耕地に浸水被害が発生している。

このため、河道の線形改良により、概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修にあたっては、地被植物や草類が生え茂るよう工夫したブロック等を使用する。また、右岸側の現河道部の低水護岸は自然石や木杭等により自然な水際となるよう工夫する。

施行の場所 田中下堰上流から新江橋下流まで
 延 長 L=約250m
 整備の内容 河道掘削、護岸工



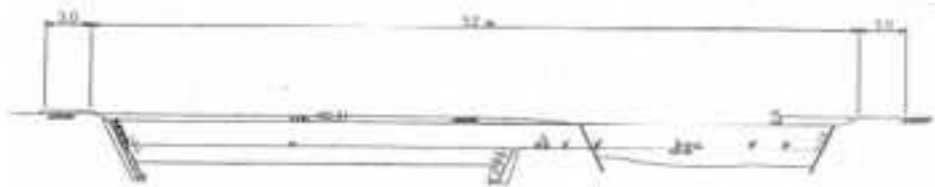
平面図(縮尺:1/25,000)

変更無し

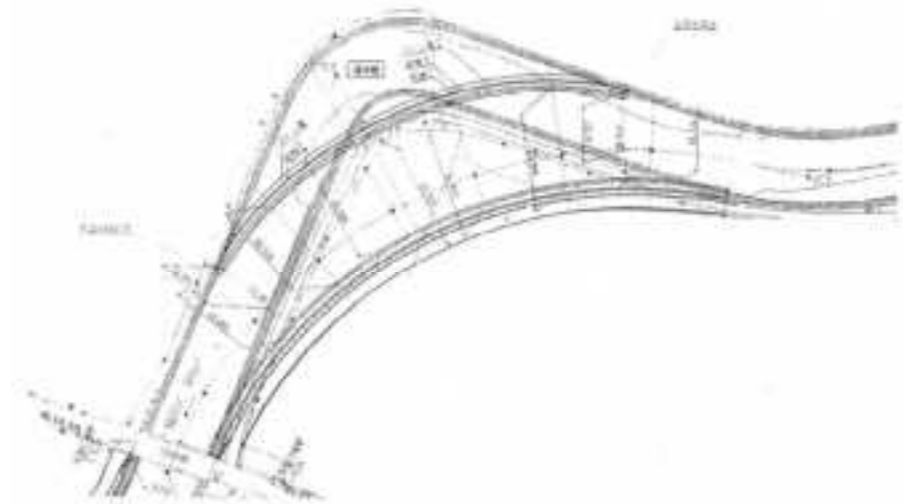
当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[染谷川]



代表横断面(田中下堰上流200m地点)



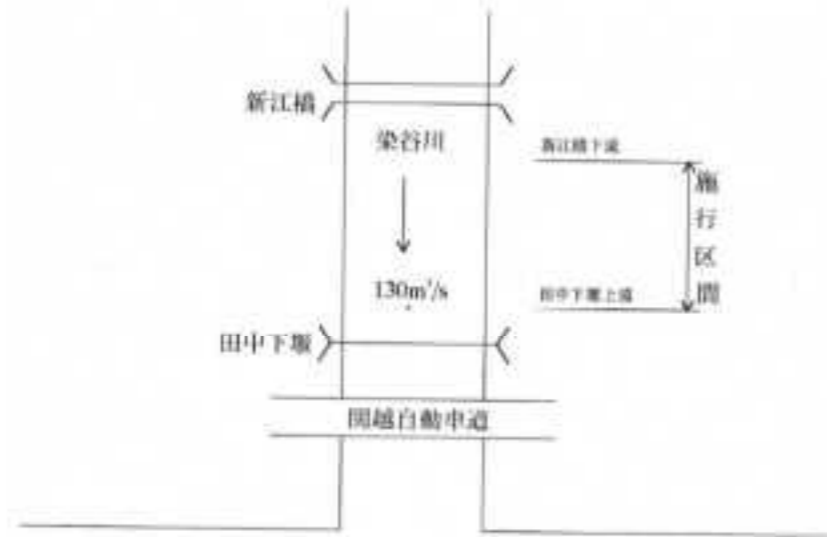
平面図(湾曲改修部)

変更無し

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[染谷川]



計画流量配分図

変更無し

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

【牛池川】

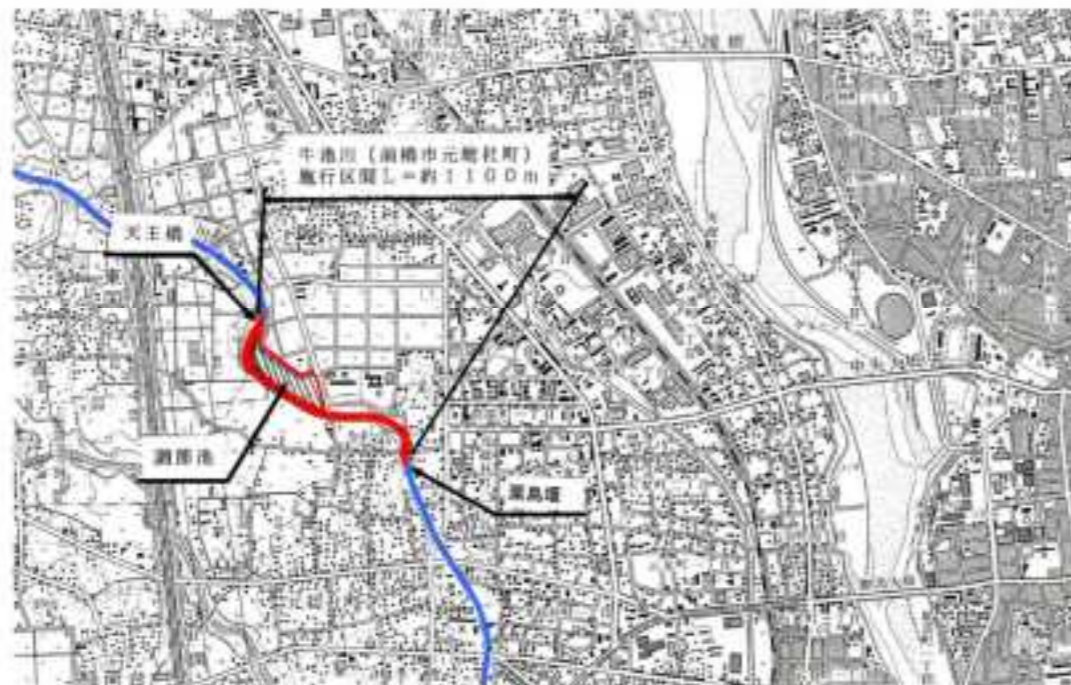
牛池川の栗島堰上流から天王橋までの区間は、河積（川の断面積）が小さく、河川流路も屈曲しているため、宅地及び農耕地に浸水被害が発生している。

このため、河道の拡幅及び線形改良及び調節池の整備により、概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修にあたっては、地被植物や藻類が生え茂るよう工夫したブロック等を使用し、みお筋も蛇行させて、より自然な水際となるよう工夫する。

また、当該区間は、前橋市立元総社北小学校、元総社中学校に隣接し、牛池川水辺の学校計画エリアとして位置づけており、子供たちが水辺で遊び、学べる場所として整備を行う。

施行の場所 栗島堰上流から天王橋まで
 延長 L=約1,100m
 整備の内容 河道掘削、護岸工、橋梁架けかえ、調節池



平面図(縮尺:1/25,000)

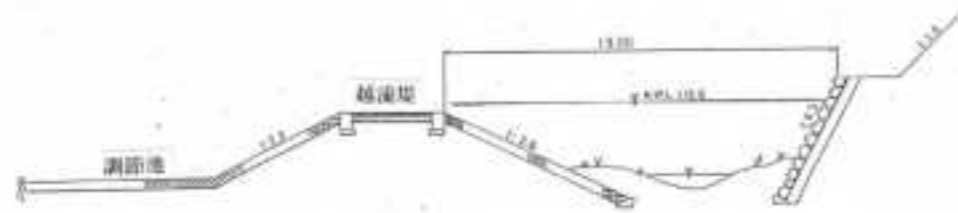
事業完了

削 除

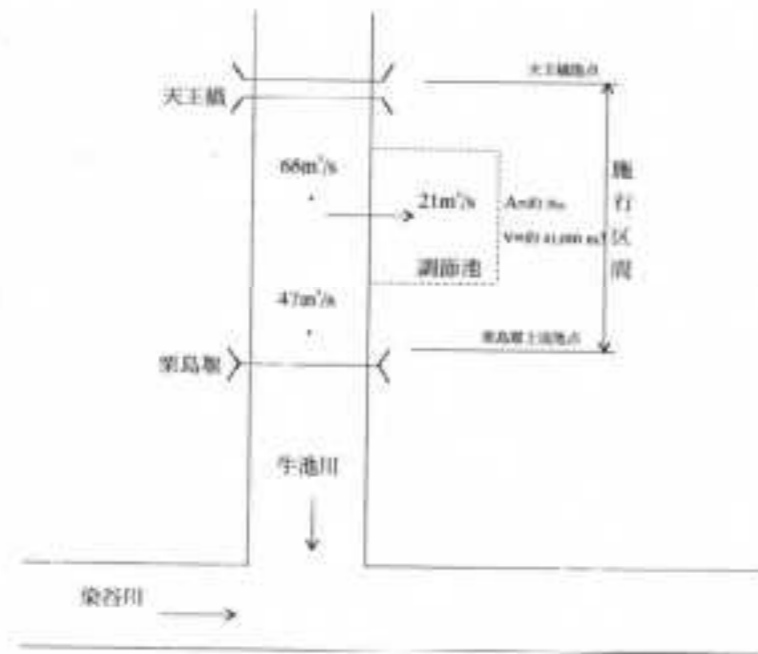
当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[牛池川]



代表横断面図(天王橋下流50m地点)



計画流量配分図

事業完了

削除

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

【粕川】

粕川の弁天橋上流から測ノ内橋までの区間は、河積（川の断面積）が小さく河川流路も迂曲しているため、宅地及び農耕地に浸水被害が発生している。

このため、河道の拡幅及び線形改良により、概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修にあたっては、地被植物や草類が生え茂るよう工夫したブロック等を使用する。

施行の場所 弁天橋上流から測ノ内橋下流まで
 延 長 L=約350m
 整備の内容 河道掘削、護岸工、橋梁架けかえ



平面図(縮尺:1/25,000)

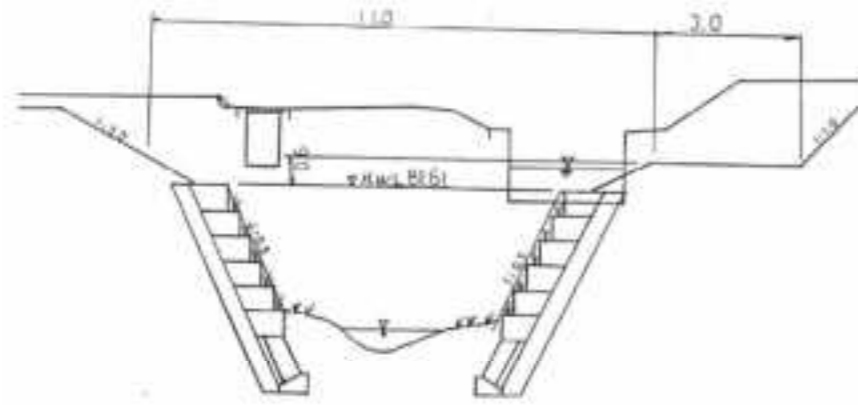
事業完了

削 除

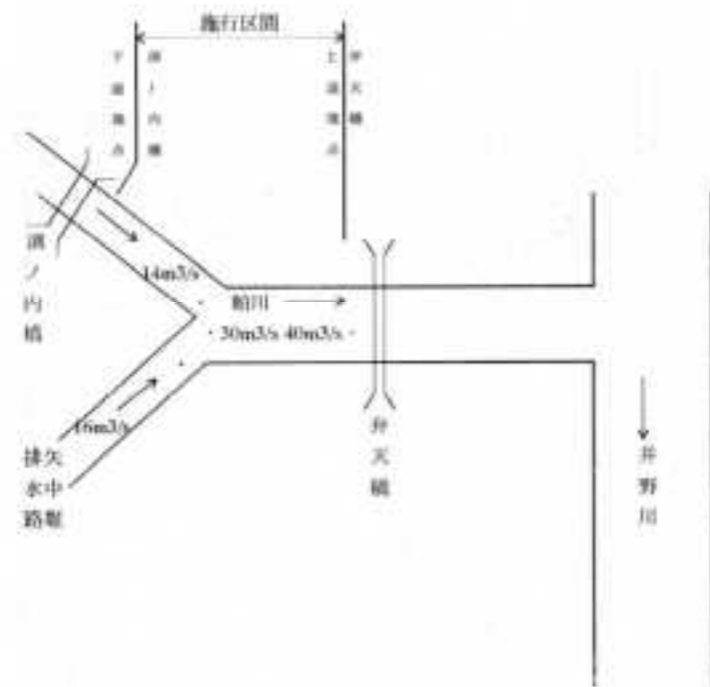
当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[粕川]



代表横断面(弁天橋上流30m地点)



計画流量配分図

事業完了

削除

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

【粕沢川】

粕沢川は、河積（川の断面積）が小さく、河川流路も屈曲しているため、浸水被害が発生していることから、下流より河川改修を実施してきたが、翁橋上流から粕沢橋までの区間は、未改修で河積が小さく、計画流量の3分の1の流下能力しかない。また、流域上流部でも宅地の浸水被害が発生しており、高崎市では下水道（雨水排水）事業を実施予定だが、雨水排水の放流先が当該区間であることから、流域全体の治水安全度向上のため、下水道（雨水排水）事業と協調して、河川事業を実施する必要がある。

このため、河道の拡幅及び線形改良により、概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修にあたっては、史跡浅間山古墳の史跡環境と一体となった河川環境の創出を心がけ、地被植物や草類が生え茂るよう工夫したブロック等を使用する。また、治水計画及び河川管理上支障が無い現存の樹木は保存するとともに、河川用地に余裕がある所は、瀬と灘を作って、自然な水際となるよう工夫する。

施行の場所 翁橋上流から市道6号橋上流まで
 延 長 L=約800m
 整備の内容 河道掘削、護岸工、橋梁架けかえ



平面図(縮尺:1/25,000)

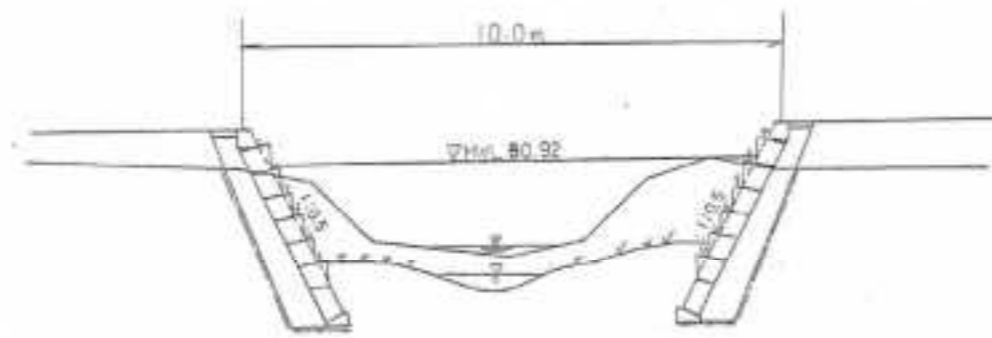
事業完了

削 除

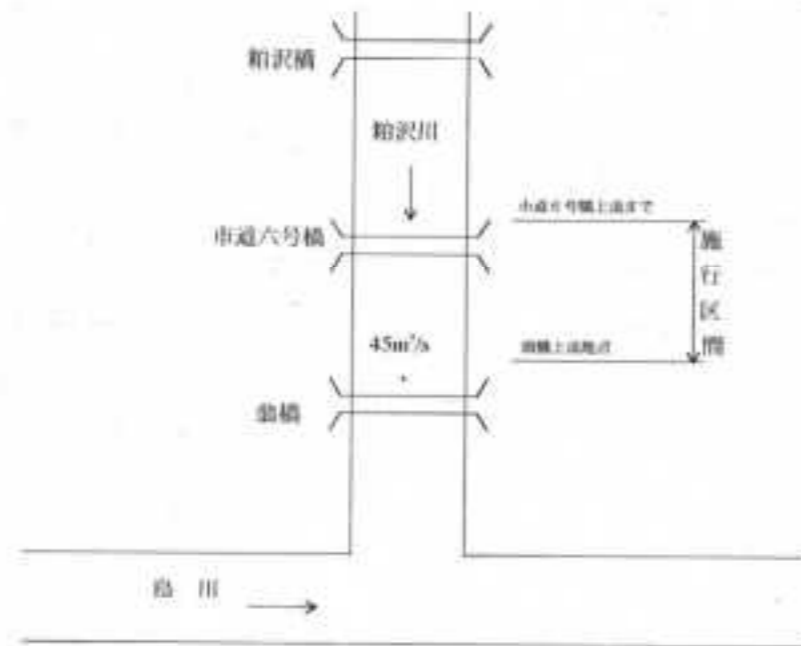
当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

【粕沢川】



代表横断面(翁橋上流480m地点)



計画流量配分図

事業完了

削除

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

[滝川]

滝川の利根川放水路は、昭和30年代に計画流量 $90\text{ m}^3/\text{s}$ で建設されたが、その後の流域の都市化に伴う流出増により、滝川本川沿いに宅地の浸水被害が発生している。このため、平成9年度より放水路の拡幅工事を進めてきたが、本川と放水路の分水堰が未完成のため、宅地に浸水被害が発生するおそれがある。

このため、本川と放水路の分水堰を整備することにより、概ね30年に1回程度発生すると予想される洪水を本川及び放水路により安全に流下させる。

施行の場所 放水路上越線滝川橋下流から滝川本川取水堰まで
 延長 L=約100m
 整備の内容 放水路、取水堰(古市堰)、分水堰



平面図(縮尺:1/25,000)

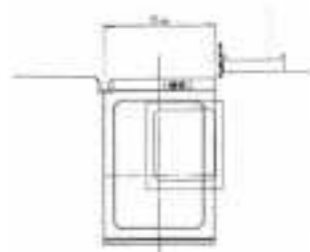
事業完了

削除

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

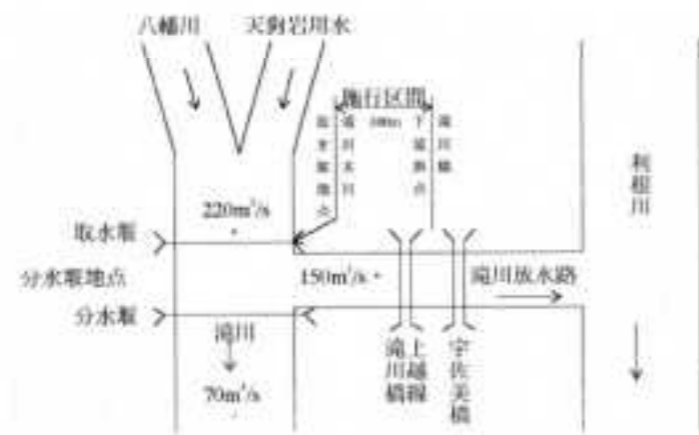
[滝川]



放水路部 (滝川橋下流20m地点)



現況写真



計画流量配分図

事業完了

削除

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

(2) 堤防の浸透対策

これまで実施してきた堤防点検結果を踏まえ、背後地の資産状況等を踏まえ、堤防の浸透破壊や法面すべり破壊等への対策工事を実施する。また、今後の堤防点検により対策が必要とされた堤防についても同様に浸透対策を実施する。

| 河川名 | 施工の場所 | 延長 |
|-----|--------------|----------|
| 烏川 | JR信越本線橋梁上流左岸 | 約 250m |
| # | 環状大橋上流右岸 | 約 800m |
| # | 中阿原橋上流左岸 | 約 1,250m |
| 井野川 | 鎌倉橋下流右岸 | 約 1,200m |
| # | 井野川橋上流左岸 | 約 200m |

新規追加

新規追加



当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

新規追加

新規追加



位置図



位置図

当初(H15年3月)

変更(素案H26年11月)

新規追加

新規追加



| 当初(H15年3月) | 変更(素案H26年11月) |
|--|--|
| <p>第2節 河川の維持管理の種類</p> <p>烏川圏域の河川(表1.1)においては、日常的に以下のような維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道に堆積した土砂や草木の繁茂などの影響により河川管理上支障となる場合は、河川環境に配慮しつつ、堆積土の除去、立木の伐採、草刈りなどの必要な対策を行う。 ・護岸の亀裂など河川管理施設の異常を早期に発見するため、定期的な河川巡視を行うとともに、異常を発見した場合には、速やかに修繕などの必要な対策を行う。 ・取水堰や橋梁などの占用施設で、河道の洗掘や断面の阻害など河川管理上支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処置に努める。 また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響、河川環境の保全について指導する。 ・地域住民と協力して河川環境の保全を行うため、草刈りや河川清掃などの河川愛護活動を積極的に支援する。 ・會湖ダムについては、ダム本体、貯水池及びダムに係わる施設等を常に良好に保つために必要な計測・点検を行い、その機能の維持に努める。 | <p>第2節 河川の維持管理の種類</p> <p>烏川圏域の河川(表1.1)においては、日常的に以下のような維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道に堆積した土砂や草木の繁茂などの影響により河川管理上支障となる場合は、河川環境に配慮しつつ、堆積土の除去、立木の伐採、草刈りなどの必要な対策を行う。 ・<u>堤防の劣化や異常・損傷を早期に発見すること等を目的として、適切に堤防点検や巡視等を実施する。堤防が不等沈下、法崩れ、ひび割れ等により弱体化した場合は、堤防の嵩上げや腹付けなどの必要な対策を実施し、浸透対策が必要な場合は浸透破壊や法面のすべり破壊等への対策工事を実施することで、堤防の機能が維持されるよう努める。</u> ・護岸の亀裂など河川管理施設の異常を早期に発見するため、定期的な河川の巡視を行うとともに、異常を発見した場合には、速やかに修繕などの必要な対策を行う。<u>なお、修繕、改修等を行う場合にも、河川環境の回復、保全等に努める。</u> ・取水堰や橋梁などの占用施設で、河道の洗掘や断面の阻害など河川管理上支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処置に努める。 また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して、<u>治水上の影響、河川環境の保全について指導する。</u> ・地域住民と協力して河川環境の保全を行うため、草刈りや河川清掃などの河川愛護活動を積極的に支援する。<u>また、環境調査や保全活動の情報を共有するなどして、地域との協働による環境保全に努める。</u> ・<u>水門、橋門・橋管、堰などの河川管理施設の機能を適切に維持していくために、点検や巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修や更新を行い長寿命化を図る。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策手法について検討を行い、改修や改良を実施する。</u> |

近年に策定された整備計画を参考に修正

| 当初(H15年3月) | 変更(素案H26年11月) |
|--|--|
| <p>第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項</p> <p>第1節 河川情報の提供に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備目標の実現までには長期間を要すること、また、計画を上回る規模の降雨が発生する可能性もあるため、降雨の状況や河川水位の情報をリアルタイムで収集し、関係機関や地域の住民に提供することにより、水防活動等の対策の支援を迅速に行い、洪水被害の軽減を図る。 インターネット、パンフレット、イベントの開催等により、河川に関する様々な情報の提供を行い、河川整備に関し広く理解を得られるように努める。 <p>第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域全体を視野に入れて適正な河川管理を行うため、開発行為や土地利用について関係市町村や関係機関と連携を図る。 良好な河川環境を保全して行くためには、地域住民の理解と協力がなくてはならないことから、地域住民との連携、協力体制の確立に努める。 油等の流出による水質事故が発生した時は、事故状況の把握、関係機関への連絡、被害の拡大防止措置、河川や水質の監視、事故処理などを原因者や関係機関と協力して迅速に行う。 洪水時には、関係機関と連携して被害の軽減を図る。 | <p>第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項</p> <p>第1節 河川情報の提供に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備目標の実現までには長期間を要すること、また、計画を上回る規模の降雨が発生する可能性もあるため、降雨の状況や河川水位の情報をリアルタイムで収集し、関係機関や地域の住民に提供することにより、水防活動等の対策の支援を迅速に行い、洪水被害の軽減を図る。 インターネット、パンフレット、イベントの開催等により、河川に関する様々な情報の提供を行い、河川整備に関し広く理解を得られるように努める。 <u>洪水時の住民の的確な避難行動につながるよう、市町村による洪水ハザードマップ作成支援のため、浸水想定区域図の作成・更新を行う。</u> <u>防災意識を風化させないよう、大きな洪水の記録を残し、住民への周知を図る。</u> <p>第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項</p> <p>(1) 平時の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>河川整備の実施にあたっては、国の河川事業や圏域市町村の治水事業等の関連事業と連携を図る。</u> <u>洪水時の連携を強化するため、防災情報伝達講習や重要水防箇所点検などを関係機関と実施する。</u> 圏域全体を視野に入れて適正な河川管理を行うため、開発行為や土地利用について関係市町村や関係機関と連携を図る。 良好な河川環境を保全して行くためには、地域住民の理解と協力がなくてはならないことから、地域住民との連携、協力体制の確立に努める。 油等の流出による水質事故が発生した時は、事故状況の把握、関係機関への連絡、被害の拡大防止措置、河川や水質の監視、事故処理などを原因者や関係機関と協力して迅速に行う。 洪水時には、関係機関と連携して被害の軽減に努める。 <p>(2) 洪水時の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>流域住民の避難判断や防災対策に資するため、防災関係機関(国、市町村、県道機関、消防、警察等)との連携を強化し、防災情報の共有や情報伝達体制の充実を図る。</u> |

新規に項目を追加

近年に策定された整備計画を参考に修正

近年に策定された整備計画を参考に修正